

令和5(2023)年度版  
**教職員となる  
人のために**



兵庫県教育委員会

## はじめに

近年、少子化による人口減少、急激な高齢化、グローバル化等、社会は急激に変化しており、今後は今の大人が経験したことのない、予測困難な時代が到来するといわれています。こうした時代だからこそ、これからの学校には、子どもたち一人一人が自分の良さや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働しながら様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓く力等の育成が求められています。

新型コロナウイルス感染症の影響は長期化しており、本年5月には、感染症法上の分類が5類に引き下げられ、ウィズコロナ時代を迎えようとしています。学校現場では整備が進んだ1人1台端末を活用したり、実現可能な行事を子どもたちと模索したりするなど、各学校の実情に応じた取組が進められています。新しく教職員となったみなさんもそれぞれの学校現場において、子どもたちと丁寧に対話し、他の教職員の方々と協力しながら、目の前の子どもたちの学びを前へと進めることができるよう取り組んでください。

本県では、第3期「ひょうご教育創造プラン」を策定し、子どもたちが将来の夢や目標に向かって主体的にキャリア形成と自己実現を図ることができるよう、取組を進めています。3つの基本方針（①「生きる力」を育む教育の推進、②子どもたちの学びを支える環境の充実、③人生100年を通じた学びの推進）を柱として、学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進するとともに、兵庫型「体験教育」やキャリア教育の推進等、兵庫らしい教育をもって、総合的に「生きる力」を育成します。

また、生徒指導においては、子どもたちの内面に対する共感的な理解を深め、人間的なふれあいを通して、子どもたちが持っている良さや可能性をより発揮できるよう心がけることが大切です。特に、重要課題となっているいじめや暴力行為等の問題行動、不登校等については、家庭・地域及び関係機関等と緊密に連携して組織的に対応することが不可欠となります。

この1年間は、みなさんの教職員としての資質を培うとともに、実践的な指導力を伸ばす大切な期間です。教職に対する強い情熱を持ち、保護者や地域の人々から寄せられる期待や信頼に、日々の教育実践を通じて応えていかなければなりません。諸法令の遵守はもとより、倫理性の保持・向上に努め、今後育成すべき資質・能力や国の推進する教育改革の動向にも留意しながら、教育の専門家として主体的な自己研鑽と真摯な教育実践に励んでください。また、心身ともに健康で、子どもたちと向き合う時間をしっかり確保され、ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を送ってください。兵庫の教育に携わるみなさんが、子ども・保護者・地域の人々から信頼される、総合的な人間力のある教職員になられることを期待しています。

令和5（2023）年3月

兵庫県教育委員会

# 目 次

I	兵庫の教育	
	私たちの兵庫	2
	第3期「ひょうご教育創造プラン」の推進	4
II	教職員の身分やサービス等	
	教職員の心構え	8
	教職員の身分	10
	教職員の勤務時間	11
	教職員のサービスと研修	12
	給料と諸手当	14
	教職員の災害補償	16
	教職員の福利厚生	18
III	具体的な教育活動	
	指導にあたって	26
	学習指導	28
	生徒指導	30
	特別支援教育の充実	32
	キャリア発達の支援	37
	道徳教育の充実	38
	人権教育の充実	40
	「兵庫の防災教育」の推進	42
	食育の推進	43
	情報活用能力の育成	44
	クラブ活動と部活動	45
IV	資料編	
	学習指導要領改訂のポイント（幼稚園、小学校、中学校）	48
	学習指導要領改訂のポイント（高等学校）	50
	学習指導要領改訂のポイント（特別支援学校）	52
	学習指導要領改訂に伴う評価のあり方	53
	豊かな人間性と社会性を育む兵庫型「体験教育」の推進	55
	生徒指導の状況	56
	特別支援教育の状況	58
	兵庫県教職員研修計画	59
	兵庫県教員資質向上指標	60
	ICT活用指導カステップアッププログラム	61
	給料表	62
	兵庫県の行政	64
	「義務教育課ホームページ 資料等提供サイト」について	65
	兵庫県教育委員会関係機関一覧	66
	(付) 兵庫縣市町別略地図	

※ 表紙写真 上（高砂市立中筋小学校）・下（加西市立賀茂小学校）  
左（養父市立養父中学校）・右（県立神崎高等学校）

# I 兵庫の教育

# 私たちの兵庫

「第 361 回定例会兵庫県議会知事提案説明要旨」（令和 5 年 2 月）から抜粋

## 【時代の変化】

### ○ ウィズコロナ時代の到来

新型コロナが広がりを見せてから 3 年が経過しました。グローバルな経済活動が戻り、入国制限の緩和によりインバウンド需要も回復しつつあります。感染症法上の位置づけについても、5 月 8 日に 2 類相当から季節性インフルエンザ並の 5 類に緩和する方向が示され、具体的な内容の検討が進んでいます。いよいよ真の意味でウィズコロナ時代を迎えようとしています。

### ○ 前に進む

「一言にして国を滅ぼすは『どうにかなろう』の一言なり。幕府が滅亡したるはこの一言なり」。江戸幕府の幕臣で、神戸港開港とともに我が国初の株式会社「兵庫商社」を設立した小栗上野介の言葉です。

欧米列強の植民地支配の波が日本にも押し寄せるなかで、幕末の若き志士達が、これまでのやり方ではこの危機を乗り越えることはできないと立ち上がり、新しい国づくりを進めました。

150 年余りが経過した今、時代は当時のように大きな転換期を迎えています。だからこそ、「どうにかなろう」と立ち止まるのではなく、一步を踏み出していかなければなりません。前に進めば、見える景色も変わり、やがて私たちの不安は可能性へと変化していくでしょう。臆することなく前進する。新たなチャレンジで扉を開く。それが「躍動する兵庫」です。

## 【教育への投資の強化】

### ○ 県立学校の環境整備等

「老朽化した施設を改善して欲しい」。県立高校を訪れた際、多くの生徒から環境改善を望む声を聞きました。選択教室や体育館の空調整備、部活動の用具の改修・更新、グラウンドの芝生化、特別支援学校の狭隘化対策などに、令和 10 年度までの 6 年間で約 300 億円を集中投資し、生徒ファーストの視点に立った環境整備を進めます。

### ○ 特別支援学校の狭隘化対策

東播磨地域では、特別支援学校の児童生徒数が著しく増加しています。先の視察では、普通教室が不足し、特別教室を転用せざるを得ない状況など、狭隘化きまうがいの深刻さを改めて痛感しました。今後、いなみ野特別支援学校の建替や、東はりま特別支援学校の校舎の増築、市立学校施設の活用による新校設置を進めます。

豊岡聴覚特別支援学校と出石特別支援学校の発展的統合については、新校舎整備を進めるとともに、新校舎の近隣の機関と連携し、当エリアで農福連携などの取組が展開できるよう検討していきます。

### ○ 県立高校の発展的統合

昨年 7 月に県立高校の発展的統合を発表して以降、教職員、生徒、保護者及び地域の関係者の皆様と丁寧な議論を重ねてきました。

今後は、各学校の基本計画に基づき、学校の特色や学びを、統合後の学校に継承することが重要です。円滑な統合に向け、新しい学習環境の整備や各校の交流を進めます。

### ○ 働きがいのある学校づくり

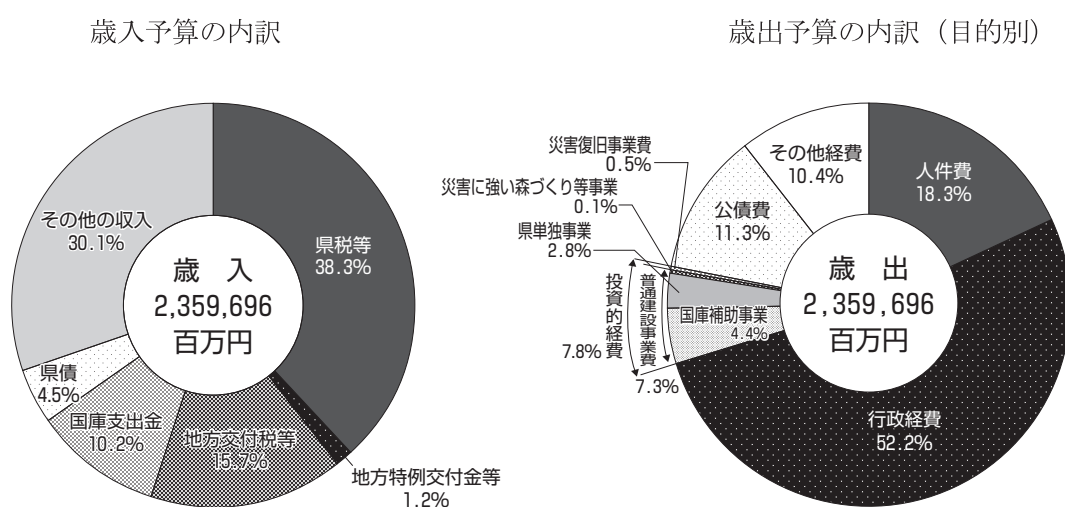
教育課題が多様化・複雑化する中、教職員の負担軽減が大きな課題となっています。市町等からの要望も踏まえ、スクール・サポート・スタッフの全小中学校への配置に向けて制度を拡充します。

先のサッカーワールドカップカタール大会では、日本代表が格上の強豪に相次いで勝利しました。最後は惜しくも延長の末、PK戦で敗れましたが、喜びと感動を与えてくれました。

「PKを外すことができるのは、PKを蹴る勇気を持った者だけだ」。イタリアの至宝と言われたサッカー選手が、98年のワールドカップでPKを外したチームメイトに真っ先に駆け寄ってかけた言葉です。ミスを恐れて蹴らなければ、傷つくことはありません。しかし、失敗を恐れて行動しなければ、何も生み出すことはできません。

PKを蹴る勇気。失敗を恐れない勇気。これを持ち続ける「躍動する兵庫」をめざします。そして、果敢な挑戦で兵庫のポテンシャルを解き放ち、次の時代の突破口を開いていきます。

◇令和5年度 当初予算額（一般会計歳入予算の内訳）



◇県内公立学校の状況（分校含む）◇

令和4（2022）年5月1日現在

	小学校	中学校	義務教育学校	中等教育学校	高等学校	特別支援学校	計
児童生徒数	271,037	129,314	4,013	465	95,143	5,979	505,951
教職員数（本務者）	18,033	9,576	325	41	7,524	3,801	39,300
学校数	729	332	7	1	155	47	1,271

## 第3期「ひょうご教育創造プラン」の推進

第3期「ひょうご教育創造プラン(兵庫県教育基本計画)」は、国の教育振興基本計画や「兵庫 2030年の展望」、第2期プランの成果と課題を踏まえながら、教育基本法の理念の実現を図り、兵庫の教育を充実させるため策定した、令和元(平成31)年度～令和5年度までの5年間の本県教育の取組の考え方や具体的な施策を示す基本的な計画です。

### 基本理念

## 兵庫が育む ころろ豊かで自立する人づくり

第3期重点テーマ

—「未来への道を切り拓く力」の育成—

### 〔めざす人間像〕

- 人生100年を通じて知・徳・体の調和がとれ、自らの夢や志の実現に努力する人
- ふるさとを愛し、共に支え合いながら、明日の兵庫を切り拓き、日本の未来を担う人
- 日本の伝統と文化を基盤として、創造力と多様な人々との共生の心を持ち、国内外で活動する人

### 〔育み培う心、力、態度〕

- 自立する人として
  - ・ 生命(いのち)を尊び、自然を大切にする
  - ・ 健やかな身体を育み、豊かな情操と道徳心をもつ
  - ・ 幅広い知識と教養を身に付け、生涯にわたって個性や資質・能力を伸ばす
  - ・ 思いやりや寛容の心を持ち、人権を尊重する
  - ・ 失敗を恐れず、困難や逆境に立ち向かう
- 社会で活動する人として
  - ・ 基本的なルールを遵守し、役割や責任をもってよりよい社会づくりに向けて主体的に行動する
  - ・ 周囲とコミュニケーションを図りながら問題を発見し、創造的に解決する
  - ・ 他者を尊重するとともに、異なる文化や価値観を理解し、多様な人々と共生する
- ひょうご人(ふるさとに誇りを持ち、多様な人々と協働して五国を支える人)として
  - ・ 震災の教訓を踏まえ、地域に学び、地域を担い、ふるさと兵庫の発展に取り組む
  - ・ 兵庫が有する多様な伝統や芸能・文化を尊重し、ふるさと兵庫や日本を愛する
  - ・ 国際社会の平和や発展に向けて、次代の兵庫、日本、世界を舞台に活動する

### 〔各主体の責任と役割〕 (※一部要約)

- 教育行政機関(県及び県教育委員会、市町及び市町組合教育委員会)
  - ・ 教育行政機関は、学校・家庭・地域等の教育の主体と連携・協力するとともに、その主体を支援する。また、子どもたちの現状と課題を把握し、適切かつ実効性のある施策を遂行する。
  - ・ 各主体は、相互に緊密な連携を図り、本計画の実現に向けそれぞれが担う教育施策を円滑に遂行するとともに、学校や教職員等に必要な支援や指導・助言を行い、教職員が教育活動に専念できるよう支援する。
- 学校、教職員、社会教育施設
  - ・ 学校は、子どもたちの人格の完成をめざし、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育む教育を行う。
  - ・ 教職員は、自己の崇高な使命を自覚し、研究と修養に励み、高い倫理観をもって職責の遂行に努める。
  - ・ 社会教育施設は、学習内容や学習機会の充実、情報の積極的な発信など社会教育の振興に取り組む。
- 家庭(保護者)
  - ・ 家庭(保護者)は、基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、道徳心や自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図る。また、家庭(保護者)同士の交流や協働を通じて、子どもの育ちを豊かにする。
- 地域(地域住民)
  - ・ 地域(地域住民)は、多様化する家庭環境を踏まえ家庭教育を支えるとともに、家庭や学校と連携・協働しながら、地域全体で子どもたちの成長を支えていく活動に取り組む。
- 県民
  - ・ 県民は、人生100年を通じて、生活の質の向上に加え、地域社会の担い手として、常に自ら研鑽に励む。

基本理念の実現に向け、3つの基本方針を定め、それぞれの基本的方向や考え方を示しています。

## 基本方針 1

### 「生きる力」を育む教育の推進

子どもたちの発達段階や多様なニーズを踏まえて、新学習指導要領に基づき、幼児教育から高等教育までの各学校段階間の接続を重視しながら、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成する。加えて、社会的・職業的自立に向けたキャリア教育、障害の有無等に関わらないインクルーシブ教育の構築を図る特別支援教育を含め、総合的に「生きる力」を育む。

- 「確かな学力」の育成
- 「豊かな心」の育成
- 「健やかな体」の育成
- 兵庫型「キャリア教育」の推進
- 特別支援教育の推進
- 幼児期の教育の充実
- 高等教育（大学）の推進

## 基本方針 2

### 子どもたちの学びを支える環境の充実

子どもたちの多様な学びに対応するための教職員一人一人の資質・能力の向上及び働き方改革の推進はもとより、いじめ、不登校等の課題について、校長のリーダーシップのもと学校全体で取り組む組織づくり、安全・安心で質の高い教育環境の整備、ICT環境の充実、多様化する県民のニーズに応じた、兵庫の公教育の一翼を担う私学教育の振興を図る。加えて、子どもが安心してできる家庭教育に関する環境づくり、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりを支援し、学校・家庭・地域が連携・協働した社会総掛かりの教育を推進する。

- 教職員の資質・能力の向上
- 学校の組織力の強化
- 修学環境の整備・充実
- 私学教育の振興
- 家庭と地域による学校と連携した教育の推進

## 基本方針 3

### 人生 100 年を通じた学びの推進

県民一人一人がその生涯を通じて、必要な知識、技能及び技術を学び、活用して、知的・人的ネットワークを構築するとともに、人生の可能性を広げて新たなステージで活躍するというサイクルを実現し、人生を豊かに生きられる環境を整備する。また、地域創生を図るとともに、それぞれの個人がそのよりどころとする「ふるさと」を知り、その文化を次代につなぐ。加えて、県民一人一人が人生を健康にいきいきと過ごすスポーツ環境づくりに努める。

- 主体的に生きるための学びと場の充実
- 文化財等地域資産の活用
- 「する・みる・ささえる」スポーツ環境づくりの推進

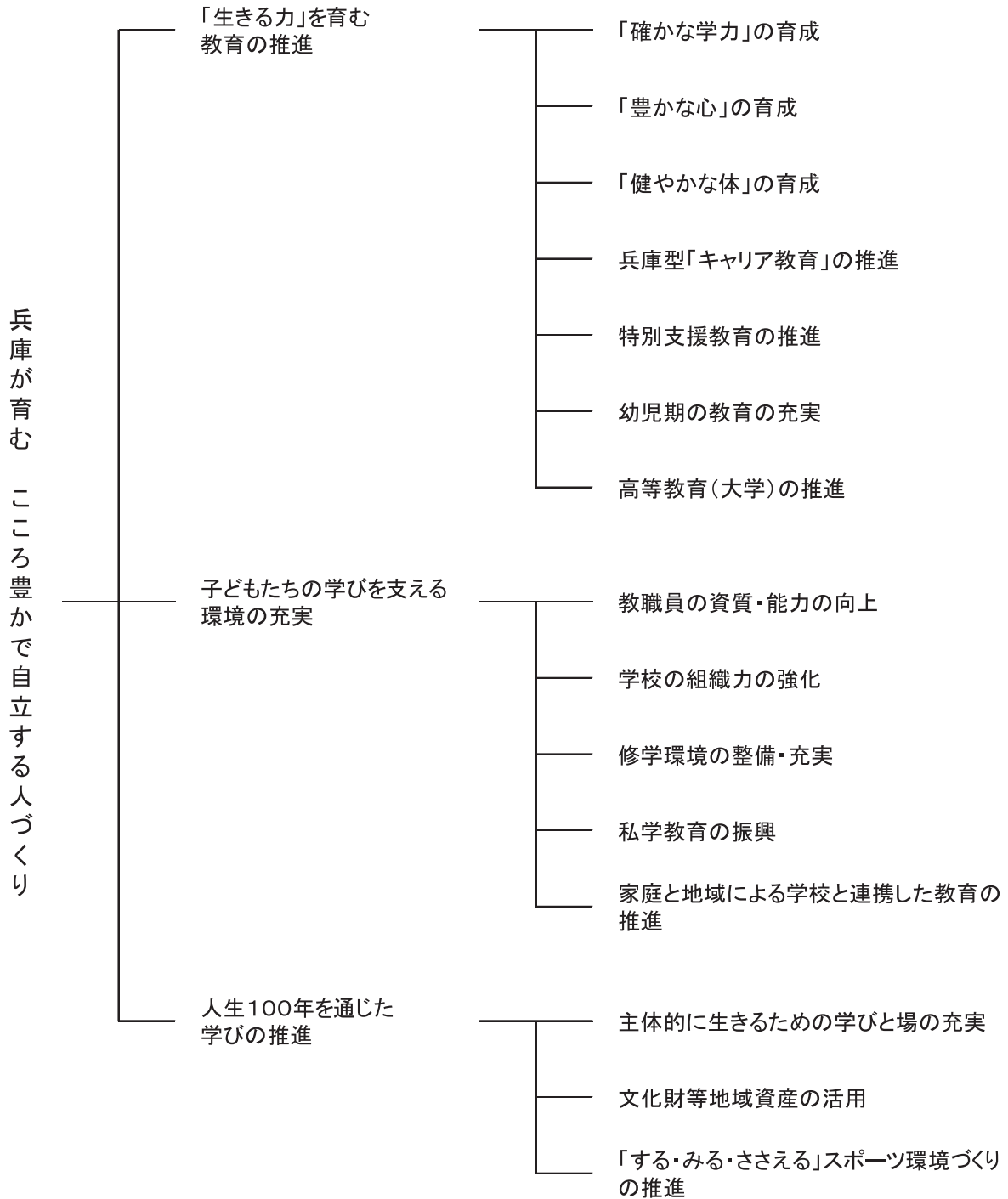


# 第3期「ひょうご教育創造プラン」体系図

## 兵庫が育む 心豊かで自立する人づくり

第3期重点テーマ

### — 「未来への道を切り拓く力」の育成 —



## Ⅱ 教職員の身分や服務等

# 教 職 員 の 心 構 え

「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」（地方公務員法第30条）

## 1 豊かな人間性を求めて修養に努める

- ・ いつも明るさと温かさを持ち、ゆとりある心で児童生徒に接することの重要性を普段から心に留めておく。
- ・ 教職員の職務は、児童生徒のみならず、家庭や地域社会との関わりが深いことを認識し、職務についての使命感や高い倫理観を養う。
- ・ 地域社会の一員として、地域の行事や活動に参加し、幅広い体験を通して視野を広げることを心がける。
- ・ 「男女共同参画社会づくり条例」や「第2次 男女共同参画教職員支援ひょうごプラン」（教職員人事課ホームページに掲載：<https://www.hyogo-c.ed.jp/~kyoshokuin-bo/index.html>）に基づき、男女が互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮して社会に貢献できるよう、自己の意識改革と環境づくりに努める。

## 2 児童生徒一人一人の願いに応えるための実践的指導力を身につけ、専門性を高め、自主的に学び続ける

- ・ 「兵庫県教育委員会ハラスメント防止指針」に基づき、人権意識の高揚に努め、児童生徒が安心・安全でいきいきと学び、楽しい学校生活を送れるよう配慮する。
- ・ 学習指導にあたっては、児童生徒の実態を的確に把握するとともに教材研究を十分に行い、計画を練り指導方法を研究するなど、学習の効果を上げるために工夫する。
- ・ 生命の尊厳や個性の尊重をもとにした生徒指導や進路指導について研修を深め、指導力の向上を図る。

## 3 自己マネジメント能力の向上に努める

- ・ ストレスは誰もが抱えるもので、けっして避けることができないものである。早めにストレスに気付き、適切な休養や気分転換を図るなどストレスをコントロールする必要がある。
- ・ 一人だけで考え込んだり、悩んだりするのではなく、困ったことがあれば同僚・先輩や管理職等に相談するなど教職員間のコミュニケーションを十分に図り、チームで対応するためにも積極的に話し合う機会をつくる必要がある。
- ・ 家庭や職場だけでなく、さらに枠を越えた広い人間関係（趣味の仲間やグループ活動）を持つことにより、広い視野や心の柔軟性を持つよう心がける。
- ・ 「教職員の勤務時間適正化推進プラン」「教職員の勤務時間適正化 先進事例集 GPH50」を参考に、ワーク・ライフ・バランスを取れるよう心がけること。そのため、県教委が配布している記録簿等を活用し、日々の出勤時間等を正確に記録することで、自己のタイムマネジメントを意識した効果的な仕事の進め方を身につける。また、自分の仕事や生活習慣を見直し、気付いた点はできるだけ早く改善することにより、身体的にも精神的にも良好な健康状態を保つよう心がけ、心身両面にわたるリフレッシュと健康の増進を図るため、冊子「ワーク・ライフ・バランス実現に向けて」を参考に、年次休暇や特別休暇等の計画的な取得を図る。



#### 4 教職員としての心構えをしっかりと持つ

教職員は一挙手一投足が注視されているという自覚を持ち、端正な身だしなみ、出退勤時間の厳守はもちろんのこと、私生活においても言動に注意する必要がある。また、教職員の不祥事は、社会一般からの批判はもとより、子どもや保護者からの信頼を著しく損なうことになる。

教職員としての誇りと責任を自覚し、自らの行為が教職員に相応しい行為かどうかを判断することによって、服務規律の確保と教育の専門家としての資質向上に努めなければならない。

##### (1) 児童生徒との適切な関係の構築

児童生徒の指導にあたっては、必ず複数で対応すること、メール等で私的なやりとりをするなど、必要以上に行動を共にせず、適切な関係を保つこと。また、メールやSNS等を活用し連絡する際は、校内ルールを遵守すること。

##### (2) ハラスメントの防止

教職員によるハラスメント行為は、児童生徒の尊厳を傷つけ、その後の成長に影響を及ぼす可能性があるほか、健康、職場環境、業務遂行への悪影響を及ぼす行為であり、学校運営を困難な状況に陥らせかねない。風通しのよい職場づくりに向け、校内研修等により職場全体で理解を深めるとともに、相談体制の確立を図り、ハラスメントの防止や排除に取り組むこと。（「兵庫県教育委員会ハラスメント防止指針」参照）



##### (3) わいせつ行為等の防止

強制わいせつ、盗撮、青少年愛護条例違反などの行為は、教職員全体の信用・信頼を大きく損なう重大な悪質行為であることを認識すること。併せて、懲戒免職などの厳しい処分の対象となることを認識すること。

##### (4) 体罰の防止

体罰は児童生徒の人権を侵害する行為であり、「体罰は絶対に許されない」との認識のもと、生命や人権を守る教育指導及び教職員研修資料「No！体罰」（改訂版）を活用し、日頃の指導において常に適切な指導法を確認するなど、体罰根絶に努めること。また、体罰事案への処分、体罰を行った教職員の部活動指導の禁止、体罰防止研修等の徹底について、十分認識すること。

##### (5) 交通事故防止

交通法規に対する遵法精神を高め、交通事故の防止に努めること。

特に、飲酒運転、無免許運転、無謀運転など悪質な交通違反については、教職員全体の信用・信頼を大きく損なう悪質な交通違反であることを認識すること。併せて、懲戒免職等の厳しい処分の対象となることを認識すること。自転車利用者については、自転車損害賠償保険等へ加入すること。

##### (6) 飲酒運転の撲滅

飲酒した場合は、自動車・自転車等を絶対に運転しないこと。また、飲酒を伴う会合には適切な帰宅手段を確保すること、飲酒翌日でも飲酒運転となる恐れがあること、飲酒運転と知りながら同乗した場合や飲酒運転を止めなかった場合にも厳しい処分があることなどを認識すること。

##### (7) 個人情報等の安全確保

個人情報や公文書の管理・取扱いについては、紛失や流出がないよう、管理責任を明確にするなど学校で定めたルールの遵守を徹底すること。また、児童生徒の家庭状況などプライバシーに関する情報収集については、調査項目を十分に精査し、必要最低限度にとどめること。

# 教 職 員 の 身 分

## 地方公務員法と 教育公務員特例法

公立学校に勤務する教職員は、地方公務員としての身分を有する。  
(地公法第3条) 校長及び教員は、教育という職務と、その責任の特殊性から、地方公務員法に対する特例を必要とするものについて、別に教育公務員特例法が定められている。(地公法第57条) なお、この特例法は、実習助手・寄宿舎指導員についても、準用されることになっている。(教特法施行令第9条)

任命権者である県教育委員会からの採用辞令を受けたときから地方公務員としての教員になるわけであるが、この採用はまだ条件付のものであり、教員として1年(養護教諭、栄養教諭、実習助手及び寄宿舎指導員においては6月)を勤務し、その間、教員としての職務を良好な成績で遂行したときに初めて正式採用になる。(地公法第22条、教特法第12条)

なお、本県では、条件付採用期間内での勤務日数が概ね90日以上あれば勤務について評価・認定することとしており、90日に満たない場合は評価に足る勤務日数がなく、原則採用することができない。

## 市町教育委員会と 県費負担教職員

市町立の小中学校、義務教育学校、特別支援学校の校長、教員、事務職員および指定都市を除く市町立の定時制高等学校の校長、教員の給与は、都道府県が負担しており、これらの教職員を「県費負担教職員」という。(給与負担法第1条、第2条)

県費負担教職員の任命権は、都道府県教育委員会(指定都市を除く)に属する(地教行法第37条)ので、県費負担教職員の採用や、転任時の発令は、都道府県教育委員会が行っている。

しかし、県費負担教職員は、本来それぞれの市町の職員であるので、都道府県教育委員会は、この任命権を行使する場合は市町教育委員会の内申を待って行うが、同一市町内の転任については、市町教育委員会の内申に基づき行うこととされている。(地教行法第38条) また、県費負担教職員のサービスの監督者は、市町教育委員会である(地教行法第43条)ことから、市町教育委員会は、県費負担教職員の勤務状況を監督し、必要な職務命令を出すだけでなく、休暇を承認し、研修を命じ、そのほか職務専念の義務を免除する。



初任者研修  
(授業づくりに関する研修)



初任者研修(全県宿泊研修)  
(自然物クラフト)

## 教 職 員 の 勤 務 時 間

勤 務 時 間	<p>勤務時間は、県条例等によって、休憩時間を除き1週間当たり38時間45分と定められており、原則として日曜日と土曜日以外の日に勤務時間を割り振るものとされている。</p> <p>なお、職場全体でワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取組を進めることにより、誰もが働きやすい職場環境づくりに努める。</p>
勤務時間と授業時間	<p>授業時間は、勤務時間における具体的な職務の一形態であり、勤務の全てではない。</p> <p>通常、勤務の開始時刻は授業開始の前であり、その間、職員朝礼や授業の準備などにあてられる。また、勤務終了時刻までのいわゆる放課後の時間は、主として児童生徒の個別指導、部活動指導、教材研究、校務分掌事務、職員会議などにあてられる。</p>
休 憩 時 間	<p>休憩時間は、勤務時間に含まれず、その時間は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分と定められている。</p>
休 日 と 休 業 日	<p>条例では、週休日のほかに、国民の祝日（休日）と、12月29日から翌年1月3日までの日、並びに国の行事が行われる日で人事委員会規則で定める日を休日と定めている。休日には、勤務時間が割り振られているが、特に勤務することを命じられない限り、勤務することは要しない。</p> <p>これに対し、休業日は児童生徒の授業を行わない日のことで、日曜日、土曜日、休日その他教育委員会が定める日（春季、夏季、冬季の各休業日）である。</p> <p>休業日は、週休日、休日を除いて、児童生徒の授業がなくても教職員にとっては勤務を要する日である。</p>
休 暇	<p>教職員が取得できる休暇等は下記のものがある。（冊子「ワーク・ライフ・バランス実現に向けて」参照）</p> <p><b>ア 年次休暇</b></p> <p>1暦年について20日であるが、年の途中において新たに教職員となった者については、在職月数によって按分される。</p> <p>年次休暇は、1日、半日又は1時間を単位とし、教職員の請求によって与えられるが、公務に支障がある場合には、時期を変更されることがある。</p> <p><b>イ 病気休暇</b></p> <p>教職員が負傷又は疾病のため療養する必要があるため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に休暇が認められる。</p> <p><b>ウ 特別休暇</b></p> <p>夏季休暇（5日）や結婚、出産、子育て支援、交通機関の事故、その他の特別の事由により、勤務しないことが相当であると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に休暇が認められる。</p> <p><b>エ その他</b></p> <p>以上のほか、配偶者、父母・子等の介護のため勤務しないことが相当であると認められた場合に認められる介護休暇などがある。</p>

## 教職員 の 服 務 と 研 修

服 務	教職員の服務について、地方公務員法は、服務の根本基準として、全体の奉仕者として公共の利益のため勤務し、全力を挙げて与えられた職務に専念しなければならない（地公法第 30 条）と定め、さらに服務にあたって守らなければならない義務について、次のように定めている。
服 務 の 宣 誓	教職員に採用されると、まず服務の宣誓をしなければならない。（地公法第 31 条）これは公務員としてのあり方を自覚し、誠実、かつ公正に職務にあたることを住民全体に誓うことである。
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	教職員が、その職務を行うにあたっては、法令、条例、規則などに従うとともに、上司の命令（文書、口頭を問わない）に忠実に従わなければならない。（地公法第 32 条）
信用失墜行為の禁止	教職員が非行をおかしたときは、単にその学校の信用を傷つけるだけでなく、同時に公務員としての信用を損なう不名誉となる。この非行は教職員としての職務と関連してなされたときだけでなく、職務外や勤務時間外における非行も含まれており、常に公務員としての自覚が要請される。（地公法第 33 条）
秘密を守る義務	教職員が、職務を遂行するにあたって、その性質上外部に公にすることが望ましくない事項がある。これが秘密であって、職務上知り得た秘密は特別な場合を除いて漏らしてはならず、このことは、職を退いた後においても同様に守らなければならない。（地公法第 34 条）
職務に専念する義務とその免除	職務に専念するとは、その勤務時間および職務上の注意力の全てを定められた職責の遂行のために用いることであり、定められた職務以外の事務に従事してはならない。（地公法第 35 条）ただし、法律または条例に特別の定めがある場合、たとえば、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例や規則に該当するときは、その職務専念義務は免除される。
政治的行為の制限	教職員も国民の一員である以上、その政治的活動は原則として自由といえる。しかし、公務員として全体の奉仕者である以上、一部の政党や政治的団体に偏することなく、中立の立場で、継続的かつ安定した行政を執行しなければならないことも当然である。この二つの立場の調整の上に立って、公務員の政治的行為の制限規定が置かれているのであり（地公法第 36 条）、公務員には公職選挙法上もさまざまな制約がある。特に教員については、その職務の特殊性から、地方公務員であっても国家公務員法の規定が適用される。（教特法第 18 条）

## 争議行為等の禁止

公務員は、全体の奉仕者として公共の福祉のために勤務するという職務の性質上、教職員が争議行為等を行ったり、これを企画したり、せん動したりすることは禁止されている。(地公法第 37 条)

## 営利企業等の従事制限

教職員は、任命権者が許可した場合を除いて、営利企業を営んだり、報酬を得て事業等に従事してはならないとされている。(地公法第 38 条) なお、教員については、教育に関する兼職や兼業についての特例が設けられている。(教特法第 17 条)

## 研 修

地公法では、「職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。」とされている(地公法第 39 条) が、教特法では、「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」と規定している。(教特法第 21 条) このため、教員は、さまざまな機会をとらえ、自らの学びを振り返り、主体的・効果的な資質向上に努めなければならない。

教員の研修を形式的にみれば、次の三つに分けられる。

### (1) 勤務時間外に自主的に行う研修

教特法では、教員の使命の重要性にかんがみて、その職業倫理をあらためて確認し、研修についての積極的な態度と意欲を求めているのであるから、自由時間をみても、すすんで研究修養に努めなければならない。

### (2) 職務命令により参加する研修

教員は、校長から職務の一環として勤務場所を離れて研修に従事するよう命ぜられることがある。この場合、公務出張となり、仮に事故にあった場合は、公務災害として認定される。

### (3) 職務専念義務免除による研修

教員が勤務時間内において研修する場合、職務の内容と密接に関連し、授業に支障がない限り、校長の承認を受け、勤務場所を離れて行うことができる。(教特法第 22 条) この場合、事前に計画を提出する必要があり、命令による研修の場合と同様に、事後に研修結果の報告も行わなければならない。

## ア 長期研修休業制度

教職員が自主的に計画して、大学、大学院、研究所等において、その教職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事することを内容とし、6 月以上 3 年以内の連続する一の期間であるものとする。

- ・対象 長期研修休業の開始予定日の属する年度の前年度末において、本県職員としての在職期間が 7 年以上である者。

## イ 教職員自主的研究推進事業

教職員が自らの指導力や課題解決能力の向上をめざす目的で、自主的に組織した研究グループの活動を奨励・支援する。



# 給 料 と 諸 手 当

## 給 与 の 種 類

地方公務員は、職務の執行にあたっては、身分保障のもとに公務に従事するが、地方公共団体との勤務関係においては、勤務を提供することに対する反対給付として給与を受けることが、法律や条例で保障されている。

給与制度の中で基本的な給与は、正規の勤務時間による勤務に対する対価として支給される給料であり、職務の級及び号給によって分類された給料表により示されているが、給料表だけでは表しにくい勤務の特殊性及び特殊な職種については、給料表を補正する意味で給料を調整する制度を設けている。しかし、これだけでは、それぞれの職員の勤務条件や生活条件又は職務の特性を補てんすることは技術的に困難であるところから、補てん的給与として制度化された諸手当がある。給料及び諸手当の概要は以下のとおりである。

## 給

## 料

### (1) 給料表 (62 ~ 63 頁)

### (2) 給料表の適用範囲と級別標準職務

給料表の区分	適用される学校	5級	4級	3級	2級	1級
高等学校教育職給料表	高等学校、県立の中学校又は中等教育学校(中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける者を除く)、特別支援学校	校 長	教 頭	主幹教諭	教 諭 養護教諭 栄養教諭 講 師	臨時講師 実習助手 寄宿舎 指導員
中学校・小学校教育職給料表	県立の中学校又は中等教育学校(高等学校の教員の免許状を有しない者、後期課程の教科を担当せず、かつ、後期課程の業務に従事しない者)、中学校、小学校	校 長	教 頭	主幹教諭	教 諭 養護教諭 栄養教諭 講 師	臨時講師

(注) 2級の講師は任用の期限を附さない講師である。

給料表の区分	適用される学校	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級
行政職給料表	県立の中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校	事務長	事務長 船 長	事務長 船 長 課長補佐 機関長 通信長	機関長 通信長 主 査	主 任 事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員
	市町立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校	学 校 参 事	学 校 主 幹	学 校 副主幹	主 査	副主査 事務職員	事務職員	事務職員

### (3) 昇給

昇給は、毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものである（標準の昇給号給数は4号給）。

#### 教職調整額

義務教育諸学校等の教育職員の勤務態様の特殊性に着目して、その勤務時間の内外を問わず、これを包括的に評価することとして措置されている給与であり、給料月額 $\frac{4}{100}$ の額が支給される。

#### 給料の調整額

給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比べて著しく特殊な職に対し適当でないと認められる場合に、その職務の特殊性に基づき支給されるものであり、特別支援学校の教育職員、小・中・義務教育学校の特別支援学級を担当する職員及び通級における指導を担当する職員に対して支給する。

#### 諸手当

扶養手当	扶養親族のある職員に対して、生活費の一部を補てんするために支給される。
地域手当	民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して人事委員会規則で定める地域に在勤する職員に対して支給される。
住居手当	賃貸住宅に居住している職員に対して、その家賃等を補てんするために支給される。
通勤手当	通勤に要する交通費を補てんするために支給される。
特殊勤務手当	著しく困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とするものに従事する職員に対して、その勤務の特殊性に応じて支給される。
へき地手当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地又は離島に所在する学校に勤務する職員に対して支給される。
定時制通信教育手当	本務として定時制教育、通信教育に従事する職員に対して支給される。
産業教育手当	農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校において、実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目を主として担任する職員に対して支給される。
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に対して、冬期における一時的に増加する生活費を補給するために充てる資金として支給される。
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等の教育職員に対して支給される。
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して支給される。
期末手当	一定期間の在職期間に応じて、6月及び12月に支給される。
勤勉手当	一定期間の勤務成績に応じて、6月及び12月に支給される。
退職手当	退職した場合に、その勤続期間及び在職期間中の貢献度に応じて支給される。

# 教職員の災害補償

## 公務災害の補償

公務上の災害と思われる事故等にあった場合は、所属長と任命権者を經由して、地方公務員災害補償基金に公務災害としての認定請求をすればよい。この認定請求に要する書類は個々の災害によって異なるが、公務災害の事実を確認し、証明できるものでなければならない。

## 認定基準

公務災害の認定基準の概略は次のとおりである。

### ① 負傷の場合

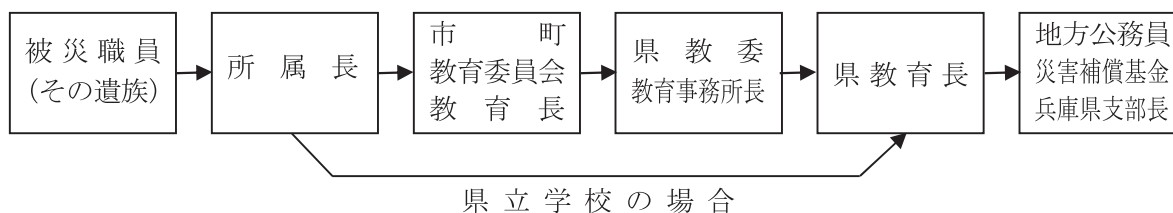
公務遂行中に生じた負傷は原則として公務上の災害となる。ただし、故意または本人の素因によるもの、天災地変によるもの及び偶発的なものについては、原則的に公務上の災害とならない。

### ② 疾病の場合

疾病は本人の素因や基礎疾患が原因で発生する場合もあるため、単に勤務中に発症したというだけでは公務災害とは認められず、公務と疾病との間に明らかな因果関係が認められることが必要である。

## 補償認定機関と申請の経路

職員の災害が公務災害であるかどうかの認定は、地方公務員災害補償基金が行うが、申請の経路は下図のとおりであり、認定結果はその逆の経路で職員に通知される。



## 補償の種類

公務災害として認定されると次のような補償が受けられる。

### ・ 療養補償

医療機関での治療が必要な場合、その療養上必要な費用が支給される。

### ・ 休業補償

療養のため勤務することができず給与が支給されないときに支給される。

- ・ **傷病補償年金**

1年半以上療養し、なお重症であるときに年金が支給される。

- ・ **障害補償**

公務上の傷病が治った後（症状がなお残っている場合でも、その症状が固定し、もはや医療効果が期待できないときも含む）、一定の障害等級に該当する障害が残った場合、その障害の程度に応じ年金または一時金が支給される。

- ・ **介護補償**

障害補償年金等の受給権者が、当該障害により自宅等で介護を要する場合に、介護に必要な費用が支給される。

- ・ **遺族補償**

職員が公務上死亡した場合、その遺族に対し、遺族の状況に応じて年金または一時金が支給される。

- ・ **葬祭補償**

公務上死亡した職員の葬祭を行った者に対して、一時金が支給される。

このほか、地公災法第47条の規定により、各種の付加給付（福祉事業）が実施されている。

## 通勤災害の補償

通勤途上の災害と思われる事故にあった場合は、公務災害認定請求と同様の申請経路をもって通勤災害申請をすればよい。個々の災害によって要する書類は異なるが、通勤途上の災害の事実を確認し証明できるものでなくてはならない。

## 通勤の範囲

- ① 通勤とは、勤務のため「住居」と「勤務場所」との間を合理的な経路及び方法により往復することであり、往復の経路を逸脱したり、中断した場合は、その間と、その後の往復は通勤とはしない。
- ② 逸脱、中断が日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な最小限の行為として行われるときは、原則的にこの間を除いて、通勤とする。

## 補償の種類

通勤災害として認定されると、公務災害に準じて補償が受けられる。

# 教職員の福利厚生

公立学校教職員等の生活の安定と福祉の向上を図ることによって、教育活動に専念できるよう、福利厚生事業を推進しています。

## 「制度と事業の概要」

教職員の福利厚生は、地方公務員法に基づく「**厚生制度**」と「**共済制度**」の2つの制度によって成り立っている。このうち、「**厚生制度**」を県教育委員会が、「**共済制度**」を公立学校共済組合が実施している。また、教職員の共済制度に関する条例に基づき（一財）兵庫県学校厚生会も福利厚生事業を実施している。

### 教職員の福利厚生

#### 【厚生制度】

##### ●地方公務員法 第42条

地方公共団体は、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。

#### 【県教育委員会が実施する事業】

- 教職員の相談事業
- 教職員公舎の維持管理（県立学校）
- 教職員健康管理事業（共済組合へ委託）
  - ・指定年齢制人間ドック（40、50、55歳）
  - ・脳ドック（50～54歳）
  - ・被扶養配偶者（40歳以上）のがん検診料助成
- 教職員の被服貸与（県立学校）
- 財産形成貯蓄事業

##### ●教職員の共済制度に関する条例 第1条

県の歳出予算によって給料を支給される公立学校教職員は、この条例の定めるところにより、相互共済及び福利増進を目的とする組合を組織することができる。

に基づき**一般財団法人兵庫県学校厚生会**が組織され、教職員の掛金等を財源として教職員のための相互共済事業をはじめとする諸事業を実施している。

#### 【一般財団法人兵庫県学校厚生会が実施する事業】

- 福祉厚生事業
  - ・給付事業
  - ・福祉事業
  - ・相談事業
- 信用共済事業
  - ・預金事業
  - ・貸付事業
- 公益事業（教育文化事業）
  - ・教養事業
  - ・公募事業
  - ・地域貢献事業他
- 保険事業
  - ・生命保険事業
  - ・損害保険事業
- 生活用品事業
  - ・生活用品事業
  - ・教育用品事業
- 施設事業
  - ・会議室、ギャラリーの貸し出し

#### 【共済制度】

##### ●地方公務員法 第43条第1項

職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行うための相互救済を目的とする共済制度が、実施されなければならない。

##### ●地方公務員等共済組合法

第3条（設立）＜抜粋＞

次の各号に掲げる職員の区分に従い、当該各号に掲げる職員をもって組織する該当各号の地方公務員共済組合を設ける。

- 1 公立学校の職員並びに都道府県教育委員会及びその所管に属する教育機関（公立学校を除く）の職員

に基づき**公立学校共済組合**を設置

#### 【公立学校共済組合が実施する事業】

##### 〈短期給付〉

- 地方公務員等共済組合法に定められた法定給付及び共済組合の定款等で定める附加給付
  - ・療養費、家族療養費、高齢療養費、出産費、傷病手当金、育児休業手当金、介護休業手当金、災害見舞金、埋葬料 他

##### 〈長期給付〉

- 退職後の生活の安定のための老齢厚生年金等の給付
  - ・老齢厚生年金
  - ・障害厚生年金
  - ・遺族厚生年金
  - ・退職年金給付

##### 〈福祉事業〉

- 貸付事業
  - 住宅の取得等、臨時に資金を必要とする場合の貸付
- 保健事業
  - 組合員等の健康増進・元気回復
    - ・人間ドック（県受託事業含む）、特定健康診査等
    - ・教職員メンタルヘルス相談センターの運営
- 宿泊事業
  - ・全国33カ所で組合員や家族が利用できる宿泊施設を経営
- 病院事業
  - ・全国に8つの直営病院を運営

# 1 任命権者（県教育委員会）が実施している事業

## (1) 教職員の相談事業

教育現場での豊かな経験を持った相談員が、教職員の日常生活等にかかわる諸問題について、助言、支援等を行っています。

- ・相談日時………月～金曜日（10:00～17:00）
- ・相談体制………教員OBによる面談、電話等での対応
- ・設置場所………教職員相談室（県庁3号館8階）
- ・相談対象者……教職員（退職者を含む）及びその家族

※ 上記相談事業とは別に、弁護士又は税理士による法律、税務に関する専門相談を実施しています（知事部局、県警、教育委員会による共同実施）。

## (2) 教職員公舎（※県立学校のみ）

教職員の生活の安定と福祉の向上を図るために、県下各地に教職員公舎を設置しています。ただし、老朽化の著しい公舎、入居状況の悪い公舎等について順次見直しを行い、統廃合を進めていることから、入居募集を停止する公舎があります。

【設置状況（令和5年1月1日現在）】

区分	神戸	阪神	播磨東	播磨西	但馬	丹波	淡路	計
管理戸数	67	101	90	73	64	19	22	436

※募集中公舎のみ記載

## (3) 教職員健康管理事業（※県費負担教職員のみ）

教職員が安心して職務に専念できるよう、生活習慣病予防やがん等の疾病の早期発見に有効な人間ドック等を公立学校共済組合への委託事業として実施しています。

事業名	事業概要
人間ドック	40歳、50歳、55歳の教職員のうち希望者全員を対象に精密検査を実施
脳ドック	50～54歳の教職員を対象に脳検査を実施
被扶養配偶者がん検診助成	教職員の40歳以上の被扶養配偶者を対象に、がん検診の受診料を助成

## (4) 教職員被服等貸与（※県立学校のみ）

職員被服等貸与規程に基づき、県立学校に勤務する職員に対して、職務を遂行する上で必要と認められる作業服等を貸与しています。

【貸与内容】

対象者	主な貸与被服
工業実習、農業実習等で指定する職務に従事する者	作業服等
特別支援学校で機能訓練等に従事する者	業務服
看護実習を担当する者	看護服等

## (5) 財産形成貯蓄事業

勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）に基づき、財産形成貯蓄制度を活用し、計画的な財産づくりを支援しています。

## 2 公立学校共済組合が実施している事業

地方公務員等共済組合法に基づく相互救済を目的とした共済制度により、公立学校共済組合では、公立学校教職員等に対して短期給付、長期給付及び福祉事業等を実施しています。

なお、これらの事業に要する費用は、社会保険制度における「労使折半」の原則により、組合員の掛金と地方公共団体が負担する負担金等によって賄われています。

### ● 一般組合員の掛金・保険料及び負担金の率（予定）

＜令和5年4月1日現在＞

（単位：千分率）

	掛金率（組合員が負担）				負担金率（地方公共団体が負担）				
	短期	厚生年金※	退職※	介護	短期	厚生年金	退職※	経過的長期※	介護
R5.4.1～	48.01	91.5	7.5	8.00	48.11	132.4	7.5	0.0990	8.00

※短期組合員は対象外

- ・掛金等の額……標準報酬月額、標準期末手当等上記の率を掛けて算出。
- ・標準報酬月額……給料と諸手当を基に決定された額。
- ・標準期末手当等…期末・勤勉手当の合計額（千円未満切り捨て）

#### (1) 短期給付事業

教職員及びその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業等に際して以下の給付を行っています。

【主な給付事業（令和5年4月1日現在）】

給付区分	給付名	概要	対象者
病気・負傷したとき	療養の給付 家族療養費	医療機関等で受診したときに、自己負担額を除いた額を給付	組合員 被扶養者
	療養費 家族療養費	組合員証を提示せずに医療機関等で受診、海外での治療、治療用装具を購入したとき等に給付	
病気・負傷したとき	一部負担金払戻金 家族療養費附加金	同月、同一医療機関等での自己負担額から基礎控除額を除いた額を給付	組合員 被扶養者
移送したとき	移送費 家族移送費	医師の指示により緊急で移送され、移送費用を支払ったときに給付	
出産したとき	出産費 [同附加金] 家族出産費 [同附加金]	組合員（被扶養者）が出産したときに給付	
死亡したとき	埋葬料 [同附加金] 家族埋葬料 [同附加金]	組合員（被扶養者）が死亡したときに給付	
休業したとき	傷病手当金 [同附加金]	病気・けがにより休業したときに給付	

給付区分	給付名	概要	対象者
休業したとき	出産手当金	産前・産後の休暇中に退職したときに産前42日から産後56日までの期間について給付	組合員
	休業手当金	看護等により休業したときに欠勤期間（被扶養者でない配偶者・父母・子の病気又は負傷による欠勤の場合は14日）について給付	
	育児休業手当金	育児休業により休業したときに満1歳までの期間について給付（一定の要件を満たす場合は2歳まで）	
	介護休業手当金	介護休暇により休業したときに日数を通算して66日を超えないものについて給付	
災害にあったとき	弔慰金	組合員（被扶養者）が水震火災その他の非常災害により死亡したときに給付	組合員 被扶養者
	家族弔慰金		
	災害見舞金	住宅・家財が水震火災その他の非常災害により損害を受けたときに損害の程度により給付	

## (2) 長期給付事業

教職員の老齢・退職・障害又は死亡に対して、年金又は一時金の長期給付を行っています。

### 【年金の種別】

老齢厚生年金	受給資格期間(組合員期間等)が10年以上の者に退職後の所得保障として原則として65歳から支給
障害厚生年金	在職中の病気・負傷により一定程度以上の障害を認定された場合、障害程度に応じて支給
遺族厚生年金	組合員の在職中の死亡又は老齢厚生年金、障害厚生年金の受給権者が死亡した場合に、遺族の生活保障のために支給
退職等年金給付	引き続き組合員期間が1年以上ある者が退職して65歳に達したとき、または65歳に達した日以後に退職したときに支給

## (3) 福祉事業

### ア 貸付事業

教職員が、住宅の取得をはじめ、災害、教育、結婚、葬祭又は医療等、臨時に資金を必要とするときに、貸付の種類に応じて10万円から1,900万円までの貸付けを行っています。

・貸付利率…年利1.32%（災害貸付及び住宅災害貸付は0.99%）

※貸付申し込みの日において、6月以上の組合員期間が必要になります。

### イ 宿泊事業

組合員の福祉の向上と健康の増進を図るため、全国33箇所で保健、保養又は教養のための施設を経営しています。兵庫県では公立学校共済組合神戸宿泊所「ホテル北野プラザ六甲荘」があり、宿泊・宴会・婚礼・会議など目的に応じた様々なサービスを組合員価格で提供しています。

#### 【ホテル北野プラザ六甲荘】

所在地：神戸市中央区北野町1丁目1番14号 TEL：078-241-2451

収容定員：宿泊104人、会議会合899人



## ウ 病院事業

組合員に質の高い医療を提供するため、「近畿中央病院」をはじめ、共済組合本部が全国に8つの直営病院を運営しています。

### 【近畿中央病院】

所在地：伊丹市車塚3丁目1 TEL：072-781-3712

診療科：内科、心療内科、脳神経内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、放射線科、耳鼻咽喉科、口腔外科、麻酔科等

※ このほかに、メンタルヘルスケアセンターにおける職場復帰トレーニングや、セカンドオピニオン相談等を行っています。

## エ 保健事業

教職員の福祉の増進を図るため、人間ドックや特定健康診査等の健康管理事業、宿泊施設利用補助や生涯生活設計講座等の一般事業を行っています。

### 【主な事業（令和5年度）】

区分	事業名		事業概要
健康管理事業	健診	人間ドック	30歳以上の教職員を対象に精密検査を実施
		若年者ドック	40歳未満の教職員を対象に生活習慣病予防のための検査を実施
	器官別検診	脳ドック	50歳以上の教職員を対象に脳の精密検査を実施
		インフルエンザ予防接種助成	教職員を対象にインフルエンザ予防接種費用の一部を助成
	特定健診・特定保健指導	特定健康診査	40歳～74歳の被扶養者等を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健診を実施
		特定保健指導	特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクが高いと判断された者に保健指導を実施
	健康づくり	教職員メンタルヘルス相談	教職員及びその家族を対象に、臨床心理士による相談対応のほか、学校等で出張研修会を実施
		ストレスドック	教職員を対象にストレス状態を検査し、その対処について専門医が指導
一般事業	保養関係	宿泊施設利用補助	教職員等が六甲荘を宿泊、会食、婚礼で利用する場合、利用料金の一部を補助 ※宿泊は瑞宝園も対象
	教養・文化関係	生涯生活設計講座	退職予定教職員を対象に生活設計に関する講座を開催
		ライフプランセミナー	中高年者等を対象に生涯設計に関する講座を開催
		銀婚記念品配付	銀婚を迎えた教職員に記念品を配付
		永年組合員記念品配付	25年以上勤務し、銀婚記念品を受けずに退職する教職員に記念品を配付

※詳細は、各所属へ配布する『保健福祉事業の実施要項』をご覧ください。

### 3 一般財団法人兵庫県学校厚生会が実施している事業

教育関係者の文化・福祉の向上と生活の安定を図るとともに、教職員の共済制度に関する条例に基づき、会員である教職員の相互共済及び福利を増進し、併せて児童生徒の健全育成及び地域文化の振興を図ることをもって、本県教育の発展に寄与することを目的とした互助団体です。

会員である県立学校に勤務する教職員、市町立学校に勤務する県費負担教職員及びその退職者等の掛金を主たる財源として、その設立目的を達成するために各種事業を実施しています。

(1) 会員（令和4年9月30日現在）

現職会員：36,276人（公立学校共済組合兵庫支部の組合員である教職員等）

退職会員：31,884人（上記の職を退職した者）

(2) 掛金

現職会員：給料月額の1/100

(3) 主な事業内容（令和5年4月1日現在）

ア 福祉厚生事業

(ア) 給付事業

区 分	給付名		概 要
病気・ 入院・ 休業等	会員療養補助金		病気又は負傷により診療を受けたとき
	傷 病 手当金	入 院	病気又は負傷により6日以上入院したとき
		療 養	病気又は負傷により療養等をした場合で、給料の全額が支給されず、諸条件に該当するとき
	家族療養補助金		扶養家族が病気又は負傷により診療を受けたとき
	入院補助金		扶養家族が病気又は負傷により6日以上入院したとき
祝金等	結婚祝金		結婚したとき
	リフレッシュ支援金		35歳又は55歳に達したとき
	勤続20年祝金		勤続20年に達し、永年勤続表彰を受けたとき
	退職せん別金		退職したとき
出産	出産手当金		会員又は会員の扶養する配偶者が出産したとき
育児	育 児 手当金	育児休業	1歳以上3歳未満の子を養育するため育児休業を取得した場合で、諸条件に該当するとき
		療 育 児	扶養する子が18歳未満で身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けているとき
介護	介護休業手当金		介護休暇中で、公立学校共済組合の介護休業手当金が支給されていないとき
災害	災害見舞金		住居が火災・震災等の不可抗力により損害を受けたとき
死亡	弔慰金		会員又は扶養家族が死亡したとき

(イ) 福祉事業

施設利用（補助券13枚 6500円分）、入場券あっせん、子育て支援、家族ふれあい、祝品・助成（入学祝品、会員交流支援等）、講習会、生涯福祉（生涯生活設計講座）、研修旅行、研修会等

(ウ) 相談事業【相談窓口 ☎0120-50-9955（平日9時から17時45分）】

法律、税務、自動車事故、不動産登記、財産管理、生活設計、総合医療、介護、訪問看護等

イ 信用共済事業

- (ア)預金事業（社内預金制度に準じた積立預金、定期預金等） 【利率（年利）0.50%～】
- (イ)貸付事業（一般貸付、特別貸付、住宅貸付、自動車貸付等） 【金利（年利）0.78%～0.90%】

ウ 公益事業（教育文化事業）

- ・教養事業（かるちやー教室）、公募事業（ハガキ大募集）、地域貢献事業（本をよむなかよし会等）、奨学等支援事業（わかば奨学金）等

エ 保険事業

- ・団体生命保険、団体損害保険、学校行事に関する保険等

オ 生活用品事業

- ・生活用品（共同購入等）、教育用品（スマートスクール等）、指定店等

カ 施設事業

- ・会議室、ギャラリーの貸し出し

(4) 本部・支部事務所・出張所

本・支部等	電 話	所在地
本部事務所	(078)331-9955 [代表]	〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4-7-34
<b>神戸地区〔神戸市〕</b>		
神戸支部	(078)977-8181 0120-078-239	〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4-7-34 兵庫県学校厚生会館7階
神戸西出張所	(078)791-9555	〒654-0141 神戸市須磨区竜が台5-18 UR都市機構名谷団地2号棟105
神戸北出張所	(078)593-9999	〒651-1132 神戸市北区南五葉 2-1-29 第2吉田ビル2階A
<b>阪神地区〔尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡〕</b>		
阪神支部	(0798)61-2001 0120-079-886	〒663-8201 西宮市田代町 11-25
尼崎出張所	(06)4961-6008	〒661-0012 尼崎市南塚口町1-26-28 南塚口ビル5階
阪神北出張所	(072)757-3660	〒666-0032 川西市日高町 2-12 川西教育会館 2階
<b>東播地区〔明石市・加古川市・高砂市・加古郡・西脇市・三木市・小野市・加西市・加東市・多可郡〕</b>		
東播支部	(079)421-3634 0120-079-421	〒675-0031 加古川市加古川町北在家 2592
明石出張所	(078)911-2250	〒673-0882 明石市相生町2-5-5 KSビル4階
北播出張所	(0795)43-9910 0120-079-539	〒673-1431 加東市社 1126-1 やしろショッピングパーク Bio2 階
<b>中播地区〔姫路市・神崎郡〕</b>		
中播支部	(079)234-8976 0120-079-234	〒672-8048 姫路市飾磨区三宅 2-24 サンピア姫路
<b>西播地区〔相生市・赤穂市・宍粟市・たつの市・揖保郡・赤穂郡・佐用郡〕</b>		
西播支部	(0791)63-2776 0120-079-186	〒679-4167 たつの市龍野町富永 611-1
西播北出張所	(0790)62-8024	〒671-2579 宍粟市山崎町門前 62-1
<b>但馬地区〔豊岡市・養父市・朝来市・美方郡〕</b>		
但馬支部	(0796)42-1461 0120-079-641	〒669-5313 豊岡市日高町鶴岡 417-2
豊岡出張所	(0796)22-0527	〒668-0042 豊岡市京町 3-6 豊岡市教育会館 2階
<b>丹波地区〔三田市・丹波篠山市・丹波市〕</b>		
丹波支部	(0795)72-2096 0120-079-586	〒669-3309 丹波市柏原町柏原 1691-1
三田出張所	(079)553-5374	〒669-1529 三田市中央町4-5 三田ビル2階
<b>淡路地区〔洲本市・南あわじ市・淡路市〕</b>		
淡路支部	(0799)62-4568 0120-079-986	〒656-2132 淡路市志筑新島 6-1

(5) 情報・資料等提供サイト

アドレス : <https://www.kouseikai.or.jp>

共通パスワード : kouseikai 【小文字】 【二次元コード】



### Ⅲ 具体的な教育活動

## 指 導 に あ た っ て

実践を通した研修  
を進めよう

教えることは学ぶことであるといわれる。また、児童生徒の成長は教職員の研修への取組と深くかかわる。人間としての教養を深め、教職員としての専門性を高める。

- 「兵庫県教員資質向上指標」と自分自身を照らし、さらに自らの長所や個性、課題を認識し、新たな課題へ挑戦できるよう、キャリアステージに応じた資質や実践的指導力の向上に努める。
- 研修の目標と計画を立て、社会の変化に即応し、教育の効果を上げるよう努める。
- 自身の能力、資質や抱えている課題に応じて、自らが主体的に取り組めるよう、グループでの研修や地域と連携した研修を取り入れる等、研修の形態を工夫する。
- 児童生徒の多様なものの見方、考え方を深めるとともに、保護者や地域の人々などの支援、協力を得るよう努める。
- 日々の教育活動に創意工夫をこらして、児童生徒に知る喜びと学ぶ楽しさや成就感を体得させ、自主性、創造性を高める。
- 学習や生活の両面において校種間の円滑な接続に努める。

心のふれあいを深め、人間性を豊かにしよう

教育は、教職員と児童生徒、児童生徒相互の人間としてのふれあいを基盤として行うものである。教職員、児童生徒が共に信頼し合い、心の通い合う人間関係の醸成を図るようにする。

- 学校教育活動全体を通じて、人間としての在り方や生き方について主体的に考えさせ、「豊かな心」を育てる。
- 日ごろから学級経営の充実を図り、一人一人の様子のきめ細かい把握に努め、児童生徒が発する変化の兆候を見逃さず、教職員と児童生徒の信頼関係及び児童生徒の好ましい人間関係を育む。
- 「環境体験事業」「自然学校推進事業」「青少年芸術体験事業～わくわくオーケストラ教室～」「地域に学ぶ『トライやる・ウィーク』」「高校生ふるさと貢献・活性化事業」「高校生就業体験事業～インターンシップ推進プラン～」や「心のバリアフリー推進事業（副籍を導入した居住地校交流、交流及び共同学習、体験活動の実施）」（以下兵庫型「体験教育」という。）など、体験活動を通じて、心身ともに調和のとれた健全な児童生徒の育成を図る。
- 学習環境を整え、学校生活の中に喜びと感動を見いだせるよう努める。
- 内面を深く見つめて、潤いのある学校生活の中で、自主性、社会性及び公共心などを育てるとともに、世界における日本の役割の重要性を認識し、国際性を身に付けるための教育を進める。



(赤穂市立赤穂小学校)



(多可町立中町中学校)

確かな学力を育む  
学習指導の充実を  
図ろう

基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うよう、教科等の指導方法の工夫・改善に努める。

- 生涯学習の基礎を培うという視点に立ち、基礎・基本の重視と個性を生かした教育を推進する。
- 学習指導要領に定められた各教科・科目等の目標・内容や評価規準等を踏まえ、適切に指導するとともに、学習意欲の向上や学習習慣の確立を目指す。
- 学習指導にあたっては、児童生徒の発達段階を考慮して、言語活動の充実を図るとともに、児童生徒の探究の過程を重んじて、問題のとらえ方や学習の仕方を身に付けさせ、論理的な思考力、創造的な実践力等を伸ばすことに努める。
- 「兵庫型学習システム」などを活用し、個に応じたきめ細かな指導を進め、学習効果を高めるようにする。
- 指導と評価の一体化を図り、学習指導要領に示された目標に照らして、達成状況を見るための評価規準を設定し、自ら学ぶ意欲や問題解決能力、個性の伸長に資する個人内評価の推進など、各学校の実態に応じて、評価方法の創意工夫に努める。

健康教育の充実を  
図ろう

児童生徒一人一人が生涯にわたって、健康で豊かな生活ができるように、学校教育活動全体を通じて健康づくりの習慣を身に付けさせるよう努める。

- 児童生徒が生涯にわたって心身の健康の保持増進に取り組む能力を育成するため、家庭や地域との連携のもと、全ての教職員で指導にあたる。
- 健康な生活と運動やスポーツとの関わりを理解させ、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する能力や態度を育てるよう努める。
- 教育活動全体を通じて食育を推進し、発達段階に応じた食生活に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせるよう努める。

安全教育の充実を  
図ろう

地域と連携した適切な安全対策が講じられるよう、組織づくりや指導内容・指導方法の充実に努める。

- 学校管理下における事故等を防ぐとともに、発生時の被害を最小限にするため、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の各領域を通じた安全教育と安全管理について、校内で組織的に取り組む体制を構築するとともに、教職員研修に努める。
- 家庭や地域社会と連携し、通学路の合同点検、地域安全マップの作成、交通安全教室の開催、不審者対応訓練等を通じて、危険の予測や、事故や犯罪から身を守るための的確な判断・行動ができるようにする。
- あらゆる教育活動を通じて、自他の生命の尊重に立脚した生活安全・交通安全を徹底し、安全意識や実践意欲を高めるように努める。
- 命の尊さや助け合いの大切さ、ボランティア活動の重要性等、阪神・淡路大震災から得た教訓を語り継ぎ、人間としての在り方生き方を児童生徒に考えさせる「兵庫の防災教育」に取り組む。また、東日本大震災等を踏まえ、地域の特性に起因する様々な自然災害に備え、対応できる力を育む。
- 安全指導の教材・教具等を工夫し、効果的な指導をするように努める。兵庫型「体験教育」においては、事前調査を十分に行うとともに実施中も細心の注意を払うなど安全確保に努める。

# 学 習 指 導

「確かな学力」を育成するため、常に専門性と実践的指導力の向上に取り組む。  
児童生徒の実態や学習内容に応じた教材、効果的な指導方法や学習形態等、わかる喜びを大切にしたいきめ細かな指導と、児童生徒が知的好奇心をもって、互いに認め合いながら、主体的に学習に取り組む学習集団づくりに努める。

- 創造性を培う** グローバル化や情報化の進展による将来の変化を予測することが困難な時代を前に、幅広い知識や柔軟な思考力、創造性に富む人間の育成を図る。
- 感動に満ちた楽しい授業を** 様々な体験的な学習や問題解決的な学習を重視する。ただ「わからせる」ための授業であつたり、知識の伝達に終わつたりするような授業ではなく、児童生徒が自ら課題を発見し、解決に向けて主体的・対話的で深い学びを実現させ、生き生きとした楽しい授業となるよう創意工夫に努める。
- 共に考える** 児童生徒の共感を得ることのできる授業を行うためには、「共に考える」という立場で授業を計画し、実践していくことが必要である。児童生徒が学習意欲を向上させ、「自ら学ぶ」という主体的に学習に取り組む態度を身に付けられるよう、学習者の立場に立った授業の展開を心がける。
- 言語活動を充実させる** 各教科等におけるねらいを効果的に達成するとともに、思考力、判断力、表現力等を育成するために、要約、論述といった知識・技能を活用する学習活動において、「考えを深める」「発表する」「書く」等の言語活動の充実を図る。
- 個性を伸ばす** 人間形成をめざした教育は、人間尊重の精神を基盤とし、一人一人の個性を十分理解することから始まる。児童生徒一人一人が興味、関心等に応じて見通しをもって学習課題を設定し、その課題について自ら考え、問題をよりよく解決する力を身に付けるよう指導を工夫するとともに、その成果を振り返り自己評価できるよう配慮することが必要である。
- よくわかる授業のために** よくわかる授業を行うためには、十分な教材研究が必要であり、周到な資料の準備等が児童生徒の学習効果を一層大きくする。先輩教職員等のアドバイスを得て、共に研鑽に努める。また、授業のねらいや、目標、内容等を明らかにしたシラバス等を作成し、児童生徒に学習目標を明示することなどにより学ぶ意欲を喚起する。  
障害のある児童生徒については、個々の児童生徒の障害の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教職員間連携に努め、効果的な指導を行う。
- ICT を効果的に活用した授業展開** 教育の質の向上のため、児童生徒の発達段階や学習場面等により、これまでの実践と GIGA スクール構想等により整備された ICT 環境を適切に組み合わせ活用し、個々の児童生徒に応じたきめ細かな指導・支援や、双方向による多様な人々と学び合う学習等、授業展開を工夫する。
- つまずきの解消に向けた系統的な指導** 児童生徒のつまずき解消に向け、児童生徒の具体的な姿からつまずきの原因を分析し、それに基づく支援を行うことが大切である。その際、つまずき解消に向けた事例を系統的に示している『ひょうごつまずきポイント指導事例集』を活用し、前後の学年のつながりを意識した指導を行うようにする。

**見通し・振り返り  
を取り入れた学習  
活動**

学習意欲の向上、学習内容の確実な定着、思考力、判断力、表現力等の育成を図るため、単元の内容や時間のまとまりを踏まえた上で、目標（めあて・ねらい）を示し、授業の最後に学習したことを振り返る活動を取り入れることで、児童生徒の成就感や次への学習意欲を高める。

**学習習慣の確立に  
向けて**

基礎的・基本的な知識・技能の定着や学習習慣の確立を図るため、漢字・計算等の反復学習を行う「学習タイム」等を推進するとともに、予習・復習などを家庭との連携を図りながら取り組む。

**教材研究の観点**

- 教材研究にあたっては、次の観点到に留意する。
- ・ 授業の目標を達成する視点で教材を吟味すること。
  - ・ 児童生徒の実態を踏まえ、教材を活用すること。
  - ・ 教育課程を踏まえ、適切な教材を計画的に扱うこと。

**学習活動の工夫と  
個に応じた指導**

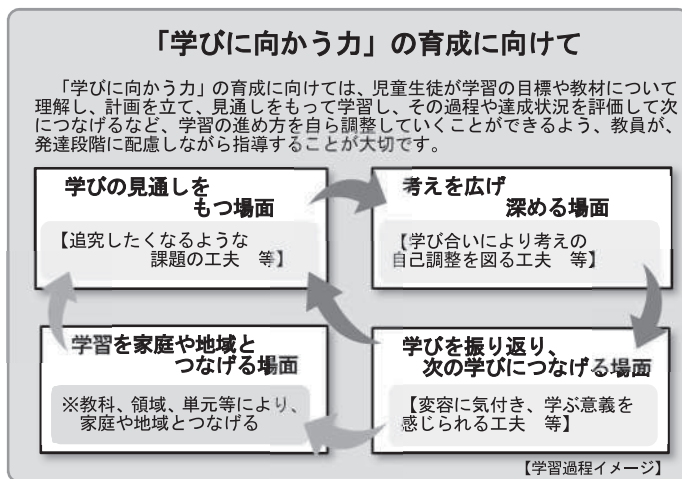
観察・実験、調査等の体験的な活動や探究活動、発表・討論の言語活動等、学習活動を工夫する。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、一斉学習や個別学習、ペア学習、グループ学習等の学習形態を計画的に工夫することに加え、個に応じた指導を充実する。

**評価に際しての  
留意点**

指導にあたっては、児童生徒一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視することによって、教職員が自らの指導を振り返り、指導の改善に生かしていくことが特に大切である。

- ・ 評価の観点や規準等を明確にすること。
- ・ 評価の方法を研究し、それぞれの特徴を理解して活用すること。
- ・ 児童生徒が学習意欲を高め自ら学習方法を身に付けていけるように、学習の成果だけでなく、学習の過程を一層重視し、常に児童生徒の立場に立った評価を心がけること。
- ・ 評価の内容について、日常的に児童生徒や保護者に十分説明し、共通理解を図ること。

※学習指導要領改訂に伴う評価のあり方は、p. 53・54 を参照



**「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善**

- ◆主体的な学び  
学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連づけながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる学び
- ◆対話的な学び  
子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める学び
- ◆深い学び  
習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連づけてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう学び

**改訂に伴う観点別評価の変更－4観点から3観点へ－**

学習指導要領の目標及び内容が資質・能力の三つの柱で再整理されたことを踏まえ、各教科における観点別学習状況の評価の観点については、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理されています。

生涯にわたり学習する基礎が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、「主体的に学習に取り組む態度」を養うことが求められています。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価については、以下の側面が相互に関わり合いながら立ち現れるものと考えられています。

- ①粘り強い取組を行おうとする側面
- ②自らの学習を調整しようとする側面

【「主体的に学習に取り組む態度」の評価のイメージ】

①粘り強く学習に取り組む態度



# 生徒指導

生徒指導は、児童生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働きを持つもので、自己実現を図り、自己の幸福と社会の発展を児童生徒自らが追及することを支えることが求められる。

## 全ての児童生徒が対象

学校教育における生徒指導は、あらゆる教育活動の機会を生かし、全ての児童生徒を対象に、その個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目的としている。

日頃から一人一人の内面的理解に努め、児童生徒が生き生きと生活することができるよう指導することが重要である。

## 全ての教職員があらゆる場面で指導

生徒指導は一部の教職員だけで行う指導ではなく、教育活動のあらゆる場面において、全ての教職員で取り組む教育活動である。指導にあたっては、『児童の権利に関する条約』の趣旨や内容を踏まえ、指導資料「子どもが心を開く教師の『まなざし』」や「いじめ対応マニュアル〈改訂版〉」等を活用しながら、学級担任、養護教諭、教科担任、クラブ・部活動顧問などが相互に連携を密にして、児童生徒の実態に柔軟に対応できるよう、指導の工夫・充実に努めなければならない。

## 自己を生かす

学校生活が、全ての児童生徒にとって、有意義で興味深く充実したものになるよう指導・援助しなければならない。

そのためには、児童生徒の発達段階を考慮しながら、ありのままの自分自身を見つめさせ、他者の主体性をそこなうことなく、自ら考え行動していく場や機会をできるだけ多く設定し、自己の可能性の開発を援助し、自己を生かす態度の育成に努めることが求められている。

## 問題行動の指導

暴力行為、薬物乱用、性非行、喫煙等の問題行動が発生した場合には、愛情と厳しさをもって指導にあたるとともに、個々の児童生徒の人格を尊重しながら、それぞれの家庭や関係機関等と密接な連携や協力を図り、時期を逸することなく適切な指導をすることが大切である。

## いじめ対応

いじめ問題への対応にあたっては、自校の学校いじめ防止基本方針等を踏まえ、未然防止、早期発見・早期対応に取り組むことが重要である。そのためには、「いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを決して許さない集団づくり」に取り組む必要がある。また、アンケート調査や教育相談の実施等、定期的に児童生徒から直接状況を聞く機会を確実に設け、いじめをいち早く把握して、迅速に対応することが早期のいじめ解消につながり、いじめを見逃さない認知能力の向上が求められる。なお、いじめを認知したときは「いじめは人権侵害であり、人として決して許されない」との認識をもち、児童生徒の人的成長を促す姿勢を基盤に、毅然とした態度で指導するとともに、一人で抱え込むことなく、学校長のリーダーシップの下、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、家庭や地域、関係機関とも連携しながら、組織的に対応することが大切である。

## 不登校支援

不登校児童生徒の支援にあたっては、授業づくりや集団づくり、適切な関わり等、未然防止のための取組を充実させること、多様で複雑な不登校の要因や背景をできる限りの確に把握し、寄り添った支援を行うとともに、家庭や教育支援センター（適応指導教室）、県立但馬やまびこの郷など関係機関との連携を密にし、社会的自立に向けた、組織的・計画的な支援を行うことが重要である。

## 好ましい人間関係づくり

好ましい人間関係づくりは、生徒指導の基本の一つである。児童生徒と教職員、児童生徒相互が人間的なふれあいを通して心のきずなを深め、好ましい人間関係をつくとともに、自主的に判断、行動し、積極的に自己を生かす成長をとげることができるようにすることが大切である。

## 内面的な生徒理解

教職員は、児童生徒の信頼が得られるように自らの人格を高める努力をするとともに、児童生徒の個性、適性、興味、進路希望、生育歴や家庭状況などの実態を把握し、児童生徒の理解を深める必要がある。

そして、心身の成長や変化が著しい時期にあることを踏まえ、行動や態度等で表面的に判断するのではなく、問題行動や不登校など児童生徒の行動の背景や原因にも目を向け、一人一人の内面的理解に基づいて指導することが必要である。そのためには、日ごろから教職員と児童生徒のふれあいの機会をできるだけ多くし、共感的に理解するよう努めることが大切である。特に子どもの自殺は様々な要因が絡む複雑なものであるとの認識の下、自殺の危険因子や直前のサインとされる言動について注意を払い、教職員の間で十分な連携を図ることが必要である。また、震災の教訓を生かし精神的に大きな痛手を受けた児童生徒に対する心のケアに努めることが必要である。

## 児童虐待への対応

児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を参考に子どもの人権擁護の観点から兆候や家庭状況の変化等を的確に捉え、虐待の早期発見等に努めなければならない。また、虐待が疑われる場合には、確証がないときであっても、速やかに通告する義務があり、こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携を図ることが重要である。特に児童虐待への対応についての相談、問題解決のための支援の必要が生じれば、各教育事務所、市町の中学校区に配置されているスクール・シャルーカーとの連携が効果的である。

## 教育相談の推進

教育相談は、児童生徒の生活への適応や人格の形成過程で生じる様々な悩みや困難を自ら解決していけるよう援助をするための教育活動であり、特定の教員だけが抱えず、スクールカウンセラー（キャンパスクンセラー）等を活用するとともに、全ての教職員が一体となって組織的、計画的に行うものである。また、校内だけでなく以下の窓口や施設等を有効に活用することも必要である。

①「ひょうごっ子悩み相談」（電話・面接・SNS）〔SNSは児童生徒のみ〕

子どものSOS全般に関する児童生徒や保護者からの悩み相談

②教育事務所「教育相談窓口」（月1～2回程度）

教育に関する保護者等や学校からの面接相談

③「県立但馬やまびこの郷」

体験的な活動を通じた不登校児童生徒に対する社会的自立や学校復帰支援

## 家庭・地域との連携

学校での取組や指導方針について、保護者会等を通じて、保護者の理解と協力を求めたり要望を聞いたりして、よりよい指導が行われるよう努めることが大切である。そして、学校・家庭・地域の密接な連携や交流などの積極的な推進によって、一層効果的な実践を図っていく必要がある。

## 学校への支援

生徒指導上の悩みや対応に関する相談・支援については、学校問題支援室のスクールロイヤー、各教育事務所の法律相談や学校問題サポートチームの活用・連携が効果的である。

①学校問題支援室「スクールロイヤー」

県立学校に寄せられる様々な要望・問題等に対し、直接スクールロイヤーから法に基づく助言が得られる体制を整備し、早期解決を支援

②教育事務所「学校問題サポートチーム」

学校の諸課題に対して、専門性を有する教員OB、警察OB、スクール・シャルーカー、スクールカウンセラー、弁護士、精神科医等が多面的に支援

③教育事務所「地域別法律相談会」

保護者からの要求等への学校の対応について、弁護士が中立的な立場から法に基づく助言

## 特別支援教育の充実

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々がいきいきと活躍できる共生社会の形成の基盤となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

また、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

さらに、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

**インクルーシブ教育システム** 人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みである。

そこでは、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

インクルーシブ教育システムの実現のためには「多様で柔軟な仕組みを整備することが重要」であり、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」を用意する必要がある。

学びの場	指導形態	校種			
		幼	小	中	高
通常の学級	発達障害等、特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒が通常の学級に在籍し、すべての幼児児童生徒が理解しやすい授業づくりや多様性を踏まえた学級づくりに努める。適切に個別的教育支援計画・個別の指導計画を作成し、進級、進学先に引き継ぎ、一貫性のある指導・支援を行う。(8.8%程度の在籍率(小・中学校))	○	○	○	○
通級による指導	大部分の授業を小・中・高等学校の通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態である。		○	○	○
特別支援学級	小・中学校等において、障害種別ごとの学級を編制し、児童生徒の実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考として特別の教育課程も編成できるようになっている。		○	○	
特別支援学校	障害の程度が比較的重い幼児児童生徒を対象に、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、実態に応じて、個別的教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るための教育(自立活動等)を行う。	○	○	○	○

### 兵庫県がめざす特別支援教育

- **すべての子どもが認め合い、安心して学べる環境(縦の連携)**  
すべての学校園において、すべての幼児児童生徒が、互いを認め合い、持てる力を十分発揮し、自己実現に向けて集団の中で安心して学ぶことができている。
- **幼児児童生徒に応じた合理的配慮の提供(縦の連携)**  
障害のある幼児児童生徒が、個別的教育支援計画等の引継ぎにより適切な合理的配慮が提供され、学習することができている。

## ○ 切れ目ない一貫した支援（横の連携）

学校における支援の効果をより高めるため、障害のある幼児児童生徒が、保護者や保健・福祉、医療、労働等の関係機関との連携による、切れ目ない一貫した支援を受けることができています。

### 取組の方向性

- 1 連続性のある多様な学びの場における教育の充実（縦の連携）  
～すべての学校園で取り組みつなぐ特別支援教育～
- 2 連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実（横の連携）～早期から卒業後へ支えつなぐ特別支援教育～



### 通常の学級

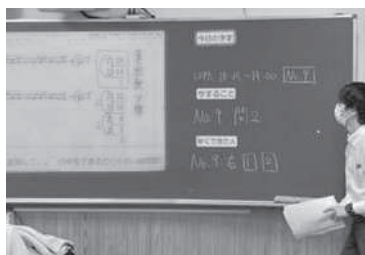
#### 授業のユニバーサルデザイン化

授業づくりや学級経営に特別支援教育の視点を取り入れ、発達障害等のある児童生徒が学びやすいよう指導方法等を工夫することで、その結果としてすべての児童生徒にとってわかりやすい授業につながるようになる。

#### 本時の学習課題



学習課題を提示し、ICTを活用した板書



黒板とプロジェクターの併用  
(県立西宮香風高等学校)



発表ボードを活用



タブレット端末・ノート使い分け  
(県立伊丹高等学校)

#### ユニバーサルな授業づくり、学級・学校づくりの具体例

#### 個別の教育支援計画

学校と他機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画であり、障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として策定される。

一貫して的確な支援を行うためには、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な関係機関、関係部局の連携協力が必要であり、連携協力する上で「個別の教育支援計画」を活用することが期待されている。

## 個別の指導計画

障害のある幼児児童生徒への指導を行うためのきめ細かい計画であり、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画である。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、各学校において、これに基づいた指導等が行われる。

## 特別支援教育コーディネーター

各学校園における特別支援教育の推進のため、主に、校園内委員会・校園内研修の企画・運営、関係諸機関・学校園との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員で、校長が指名し、校務分掌として位置付けられる。

## 通級による指導

### 自立活動

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を基盤を培うために個々の幼児児童生徒の実態に応じて個別の指導計画に沿って指導する教育課程上の指導領域である。指導内容は6区分27項目に分類される。



【コミュニケーションに関する指導】



【タブレット端末を用いた学習に関する指導】

高等学校における通級による指導

## 特別支援学級

### 弱視学級

視覚障害の程度が比較的軽度の児童生徒を対象とし、拡大文字教材、テレビ画面に文字などを大きく映して見る機器、照明の調節など、一人一人の見え方に適した教材、教具や学習環境を工夫して指導を行う。

### 難聴学級

聴覚障害の程度が比較的軽度の児童生徒を対象とし、児童生徒の聞こえを生かして補聴器等の活用に努め、抽象的な言葉の理解を促したり、教科学習を進めたりして、児童生徒の可能性を最大限に生かした指導を行う。

### 知的障害学級

知的発達に遅れの状態が比較的軽度な児童生徒を対象とし、障害の特性に即して、特別の教育課程を編成するとともに、指導方法を工夫し、生活単元学習、作業学習等の、各教科等を合わせた指導を中心に指導を行う。

### 肢体不自由学級

身体の動きの障害の程度が比較的軽度の児童生徒を対象とし、各教科等の学習のほか、歩行や筆記などに必要な身体の動きに関する指導を行う。

### 病弱・身体虚弱学級

慢性疾患の病状が軽度の児童生徒、病後や手術後の回復期にある児童生徒などを対象とし、教科指導等を中心に学習空白や心理面等に配慮して指導を行う。

### 言語障害学級

構音障害、吃音、言語発達の遅れがある児童生徒を対象に、児童生徒の興味・関心に応じた遊びや会話を通して、正しい発音や楽に話す方法等を指導する。

### 自閉症・情緒障害学級

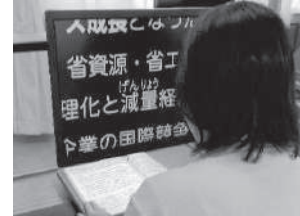
自閉症の特性から生じる社会生活上の困難さに対して、知的発達や経験の状態、過敏性等の感覚の特性などを考慮しながら、身辺自立をはじめとして、具体的な生活技能や対人関係形成のための技能の習得を目指して指導している。情緒障害の場合、通常の学級と同じ教科等の内容を児童生徒の状態に配慮しながら進めるとともに、集団の雰囲気慣れることをねらいとした指導も行う。

## 特別支援学校

**視覚障害教育** ほとんど視力のない、あるいは強度の弱視のある幼児児童生徒を対象とし、ほとんど視力のない幼児児童生徒に対しては触覚と聴覚を活用した指導を、弱視のある幼児児童生徒に対しては文字を拡大したり、ICT 機器等の活用や照明等見えやすい条件を整えたりして、ものを認識する力を高める指導を行う。



点字ディスプレイ



拡大読書器

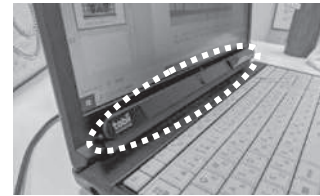
**聴覚障害教育** ほとんど聴力のない、あるいは高度の難聴のある幼児児童生徒を対し、補聴器等の使用による聴覚活用や発音発語指導、読話指導などを通して、コミュニケーション手段の習得、言語力の向上及び基礎学力の定着を図る指導を行う。

**知的障害教育** 記憶、推理、判断などの知的機能の発達に遅れがあり、社会生活などへの適応が難しい児童生徒を対象とし、一人一人の言語面、運動面、知識面などの発達の状態や社会性などを十分把握し、各教科等を合わせた指導を中心とした身近な生活に役立つ指導や社会生活や職業生活につながる指導を行う。

**肢体不自由教育** 肢体不自由のため、移動や日常生活の動作が難しい幼児児童生徒を対象に、一人一人の幼児児童生徒の障害の状態や発達段階を十分把握し、身体の動きの改善を図る指導やコミュニケーションの力を育てる指導を行う。



大型モニタに装着した状態の視線入力装置



PCに装着した状態の視線入力装置

**病弱教育** 医療上の管理が必要であり、健康維持のために生活上の管理が必要な児童生徒を対象とし、健康面に配慮した指導や自己管理等への指導を行う。

## 特別支援教育におけるキーワード

**合理的配慮** 障害のある幼児児童生徒が、他の幼児児童生徒と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者や学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある幼児児童生徒に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

**交流及び共同学習** 小・中・高等学校や特別支援学校の学習指導要領等においては、「交流及び共同学習」として、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が活動を共にする機会を積極的に設けるよう示されている。相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられる。

**副 籍** 特別支援学校に在籍するすべての児童生徒が、居住地の小・中学校等の学級に置く副次的な籍（「副籍」）により、組織的に居住地域とのつながりの維持・継続を図るものである。「副籍」を置くことで、居住地校交流が充実し、障害の有無を問わず、同じ地域に住む同世代のつながりを強め、共に学び、共に生きる社会の実現をめざしている。



交流及び共同学習【社会科での調べ学習】  
（県立こやの里特別支援学校と県立猪名川高等学校）



特別支援学校と小学校による居住地校交流  
（県立姫路特別支援学校）

**キャリア教育** 障害のある児童生徒のキャリア教育は、障害の状態等に応じて、一人一人の自立や社会参加を見通して適切に行う必要がある。そのため、特別支援学校では、各校でキャリア発達段階表を作成し、一貫した進路指導体制及び体系的な教育課程を編成し、作業学習や職場見学、産業現場等における実習などを計画的に実施し、関係機関との連携を深め、生徒の進路実現に努めている。

#### 兵庫県特別支援学校技能検定の実施

障害のある生徒が自立し社会参加するために、県立特別支援学校高等部生徒の就労に向かう意欲を高め、生徒が身に付けた就労に関する力を公的に証明する認定資格を授与するための技能検定を（令和元年度より神戸市立特別支援学校も参加）実施している。現在、検定部門は、喫茶サービス、ビルクリーニング、物流・品出し、パソコン部門の4部門を実施している。

また、技能検定を企業等へ広く公開し、障害者雇用や特別支援教育への理解啓発も図っている。



喫茶サービス部門



ビルクリーニング部門



物流・品出し部門



パソコン部門

**学校における医療的ケア** 医療的ケアとは、学校や在宅等で日常的に行われている痰の吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為のことである。学校における医療的ケアは、医療的ケアが必要な子どもたちの可能性を最大限に伸ばし、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うことを目標としている。また令和3年9月には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行された。

**教育相談** 障害やその可能性のある幼児児童生徒の教育や生活に関しての相談機関

○兵庫県立特別支援教育センター

- ・「ひょうご学習障害相談室」LD、ADHD等 電話・来所・オンライン教育相談
- ・「ひょうご専門家チーム」の派遣各学校園への専門家の派遣

○県内の特別支援学校

- ・地域ごと、障害種別ごとに教育相談を行う。

【参考資料】「支援マップ」（兵庫県教育委員会）

# キャリア発達の支援

子どもたちが夢や目標を持ち、具体の計画を立て、それに向かって進んでいく力（キャリアプランニング能力）をはじめ、自己理解・自己管理能力、コミュニケーション能力や課題対応能力等、社会的自立に必要な能力を育成するため、キャリア教育の充実を図る。

## キャリア教育とは

キャリア教育は、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、将来、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを促す教育である。

## キャリア教育で育む基礎的・汎用的能力

「基礎的・汎用的能力」は、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の4つの能力によって構成されている。各学校では、この4つの能力を参考にしつつそれぞれの課題を踏まえて具体の育成すべき能力を設定し、工夫された教育を通じて達成できるように努める。

## キャリアカウンセリングの充実

児童生徒の発達の特性や教育活動の特性を踏まえて、あらかじめ適切な時期や機会を設定し、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童生徒が抱える課題を受け止めながら、その解決に向けて、主に個別の会話・面談や言葉がけを通して指導や援助を行うカウンセリングの双方により、児童生徒の発達を支援することが重要である。

## 学校教育活動全体を通じた指導

特別活動を要としつつ、各教科、道徳及び総合的な学習（探究）の時間、カウンセリング等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて、将来の生活や社会と関連付けながら見通しを持ったり、振り返ったりするなどして、キャリア教育を実施する。また、様々な環境における体験の積み重ねを通して、失敗を恐れず困難や逆境に立ち向かう力や心のしなやかさ等、レジリエンスの醸成に努める。

## 12年間をつなぐキャリア教育

小学校から中学校、高等学校へと12年間持ち上がる兵庫版「キャリア・パスポート」を活用し、児童生徒が学ぶことの意義を自覚しながら、自らの将来や社会に見通しをもてるようにする。教職員は、児童生徒のこれまでの学習過程や成長を把握し、きめ細かな支援を行うとともに、学年間・校種間での連携により、児童生徒の12年間の学びをつなげるようにする。

## キャリア発達の支援方法

教職員自身が幅広い人生観・価値観を身に付けるように努めた上でキャリア教育にあたる必要がある。



「指導事例集」「指導の手引き」

ア 教科学習や総合的な学習の時間、学級活動やホームルーム活動において、小・中・高等学校用「キャリアノートモデル」「ひょうごキャリア教育指導事例集」「特別活動を要としたキャリア教育指導の手引き」「9年間の学びをつなぐキャリア教育実践事例集」などの適切な教材・資料を活用する。

イ 体験入学、職場体験、インターンシップ等の児童生徒の進路に応じた啓発的な体験活動を実施する。

ウ キャリアカウンセリング等を充実させ、一人一人の特性や実態などを十分把握する。特に、卒業時における進学・就職の指導・援助は、保護者との連絡を密にし、適切に行う。

エ 今の自分や将来の自分を見通し、自らの社会人・職業人としての将来像を描かせ、学校や職場で目的意識を持って生活できるよう指導・援助していく。

オ 進路指導においては、生徒の個人資料、進路情報、啓発的経験及び相談を通じて、生徒が自ら、将来の進路を選択・計画し、就職または進学をして、さらにその後の生活によりよく適応し、能力を伸長するよう、進路指導担当教員、学級担任等教員が組織的・継続的に指導・援助していく。



「兵庫版『キャリア・パスポート』指導資料」「実践事例集」

カ 通学区域や選抜制度、各高等学校の魅力・特色づくりの取組について情報収集し、児童生徒や保護者への周知に努める。



# 道徳教育の充実

道徳教育は、人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念を培い、「豊かな心」を育み、未来に向けて主体的に人生や社会を切り拓く人づくりの基盤としての道徳性を養う教育活動である。

また、人間としてよりよく生きるための基本的な心構えや行動の仕方について、発達の段階を考慮して体験的・実践的な活動を通して学ばせる。

**学校の教育活動全体で取り組む道徳教育** 道徳性を養うことを目標として、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動等のそれぞれの特質に応じて、児童生徒の発達の段階を考慮して適切な指導を計画的に行うことが求められる。

**道徳性とは** 道徳性は、「道徳的判断力」「道徳的心情」「道徳的实践意欲と態度」で構成される。道徳教育は、内面的資質である道徳性を育てる教育である。

**道徳科と体験活動の関連を図る** 道徳教育の充実に向けて、「特別の教科 道徳」（以下、道徳科という）での学びと道徳的实践の場である兵庫型「体験教育」等の体験活動の関連を図り、調和のとれた道徳教育をめざすことが求められる。

**震災の教訓を生かす** 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、命の大切さを実感させ、生きることへの積極的な姿勢を培い、思いやりに満ちた人間関係を築けるよう道徳教育における指導を工夫する。

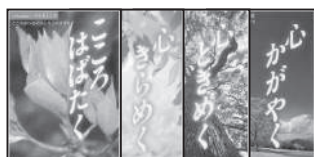
**小・中学校の連携による道徳教育** 小・中学校が連携して道徳科の授業の相互参観、合同研修を実施するなど、内容項目の発展性を踏まえた指導方法を工夫する。

**家庭・地域との連携した道徳教育** 「兵庫版道徳教育副読本」を活用した親子読書や親子感想文の実施、学級通信等での発信、積極的な道徳科の授業公開などにより、家庭や地域社会との共通理解を深め、連携を図りながら道徳教育を進めることが重要である。

**道徳科**  
||  
**道徳教育の「要」の時間** 道徳科は、学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育の「要」の時間としての役割を担っており、学校の諸活動で考える機会を得られにくい道徳的価値を補充し、道徳的価値の意味や自己とのかかわりについての考えを深化させ、道徳的価値の相互の関連や自己のかかわりにおいての全体的なつながりなどを統合する時間である。

**読み物教材の活用** 道徳科で道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、自己の生き方についての考えを深めるためには、児童生徒が魅力的な道徳の教材に出会い、教材中の主人公に自己を投影して（主人公になりきって）生き方を考える学習が重要である。その際、主人公が「道徳的にどう変容したのか」に着目することが大切である。

## 「兵庫版道徳教育副読本」



「兵庫版道徳教育副読本」掲載の読み物資料では、先人の生き方、兵庫の自然、兵庫の伝統と文化等を素材とし、道徳の授業を想定して作成している。その資料構成は、「①主人公が道徳上の問題で変化するパターン」「②信念が主人公の生き方を支えるパターン」の大きく2つのパターンに分けることができる。

「教師用指導書」や指導資料（義務教育課 Web ページ※に掲載）を参考にして資料の特質を考えながら指導することが大切である。

※教師用指導書パスワード 小学校「sidou-es」 中学校「sidou-jhs」

**道徳科における読み物教材の授業構想** 授業を構想する際、その中心となるのは、「道徳上の問題」に着目した読み物教材の分析（教材の読み）であり、「誰が変わったか」「何がきっかけで変わったか」「どこで変わったか」という主人公の「道徳的変容」に着目した教材分析により、授業における中心発問を設定することが重要である。さらに、そのような教材分析に基づく授業内容について、一人一人の感じ方や考え方が生かされ、学級で学び合うことができる授業方法を構想することが求められる。

この実現に向けて、自分の考えを发表或し仲間を考えを聞いたりする「他者との対話」や、心の中で仲間と考えと自分の考えを比べたり内省したりする「自己内対話」を通して、自分の考えを発展させ、自己の生き方や人間としての生き方について、さらに考えを深める対話のある授業を実践することが重要である。

### ねらいにせまる授業 づくりのポイント

道徳科においては、発達段階に応じた適切なねらいを設定し、授業のねらいとのかかわりにおいて、発問を吟味し、教材提示の工夫をすることが必要である。また、観察、発言、作文など様々な方法で児童生徒の良い点や進歩の状況を捉える（評価に向けた材料となる）とともに、ねらいにせまる授業づくりに努めることが重要である。

### 児童生徒の道徳的諸価値の理解を基に

道徳的価値とは、よりよく生きるために必要とされるものであり、人間としての在り方や生き方の礎となるものである。道徳的価値については、物心のつく前から、普段の生活の中で自ずとその子どもなりに理解している。つまり「児童生徒の道徳的諸価値の理解を基に」とは、児童生徒がすでに体験的に知っていることを基に授業を行うということである。そのため、授業者は児童生徒が道徳的諸価値についてどの程度理解しているかを把握する必要があり、授業者よる一方的な教え込みや価値の押し付けをしないよう心掛ける必要がある。

### 道徳科における評価の 基本的な考え方

児童生徒の側からみれば、自らの成果を実感し、意欲の向上につなげていくものであり、教員の側からみれば、教員の目標や計画、指導方法の改善・充実に取り組むための資料である。

道徳科の特質を踏まえれば、評価に当たっては、以下が求められる。

- ・数値による評価ではなく、記述式とすること。
- ・個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまり（※1）を踏まえた評価とすること。
- ・他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価（※2）として行うこと。
- ・学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること。
- ・道徳科の学習活動における児童生徒の具体的な取組状況を一定のまとまりの中で見取ること。（※3）

※1 大きくくりなまとまり…年間や学期といった一定の時間的なまとまり

※2 個人内評価…児童生徒のよい点を褒めたり、さらなる改善が望まれる点を指摘したりするなど、児童生徒の発達の段階に応じ励ましていく評価

※3 普段の学校生活で見られる行動については、これまで通り、指導要録の上では、「行動の記録」として記載

### 指導資料の活用

道徳科の授業改善や研修会を行うにあたっては、本県がこれまで作成している指導資料を活用することが効果的である。指導資料は、義務教育課ホームページに掲載している。

※<https://www.hyogo-c.ed.jp/~gimu-bo/09doutoku/doutoku.html>



道徳科の全面実施に向けて指導と評価のポイント



「対話的な学び」を通して生き方についての考えを深める授業改善等のポイント



「対話的な学び」を通して生き方についての考えを深める授業実践事例を掲載



「深い学びをめざす」道徳科の授業づくりの考え方や授業改善について整理

# 人権教育の充実

— 自己実現と共生をめざして —

人権教育は、人権尊重の理念に対する理解を深め、生命の尊厳を基盤に、自他に対する肯定的な態度と共生社会の実現に主体的に取り組む実践力を育成するための教育である。推進にあたっては、教育の主体性、中立性を堅持し、同和問題が人権問題の重要な柱であると捉えつつ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、拉致問題や多様な性などの人権に関わる課題の解決に向け、人権教育に総合的に取り組むことが必要である。

## 国の取組

国は、平成12年12月施行の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、平成14年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成23年4月一部変更）を策定し、この基本計画に基づき、人権教育の指導方法等の在り方について、これまで三次にわたる〔とりまとめ〕（平成16年6月、平成18年1月、平成20年3月）を公表し、学校教育における人権教育の指導方法等の改善・充実にに向けた視点や具体的な実践に役立つ実践事例を示した。

さらに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年4月）や「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年6月）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年12月）の制定により、従来の差別解消に向けた教育及び啓発活動をより一層進めることとした。

## 県の取組

（基本方針等の策定）

本県では、「日本国憲法」及び「教育基本法」の精神に則り、全ての人の基本的人権を尊重する教育を推進してきた。国の「同和対策審議会答申」に基づき、昭和43年3月に「同和教育基本方針」を策定し、基本的人権を尊重する教育としての同和教育（昭和57年度より「地域改善対策としての教育」）を推進してきた。その結果、この教育の二大課題である「教育上の較差の解消」と「部落差別意識の払拭」は、県民あげての努力によって、今日一定の成果を上げるに至っている。

しかし、差別意識の潜在化傾向が見られるなど、部落差別は社会になお根深く存在し、さまざまな差別や偏見とともに、県民の自己実現と共生を阻む要因となっている。さらに、国際化、情報化、科学技術の進展、少子・高齢化など、社会の急激な変化や環境問題への関心の高まりに伴い、人権にかかわる新たな問題が生じてきた。

そのような状況を受け、平成10年3月には「人権という普遍的文化」を築くことを目標に「人権教育基本方針」を策定し、人権教育の内容や重点目標を定め、積極的な推進を図ることとした。平成13年3月には「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」（平成28年3月改定）が策定され、「児童生徒等の発達段階に十分配慮しつつ、それぞれの実態に即して創意に富んだ教育を行うことが大切」と、学校等における人権教育の重要性が指摘されている。

（多文化共生教育の推進）

外国人児童生徒等にかかわる人権については、平成12年8月に「外国人児童生徒にかかわる教育指針」を策定するとともに、平成15年10月には「子ども多文化共生センター」を開設し、外国人児童生徒等の自己実現を支援するとともに、全ての児童生徒に「豊かに共生する心」を育む子ども多文化共生教育を計画的・総合的に推進している。

さらに、平成31年3月には第3期「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」を策定し、「豊かな心」の育成に向けて、生命を大切に作る心や多様な人々と豊かに共生する心を培うために、多文化共生社会の実現をめざす教育の充実を重点として、人権課題の主体的解決に向けた教育を推進する必要性について示している。

（個別的な人権課題）

取り組むべき人権課題について、「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「女性」や「子ども」「同和問題」などの個別的課題が明記されている。新たな課題として、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別、いじめ事案も発生しており、学校現場において、一人ひとりの人権を大切に、安心して学校生活を送れるように適切な配慮や指導を徹底している。

## 個別的な人権課題

①女性 ②子ども ③高齢者 ④障害者 ⑤同和問題 ⑥アイヌの人々 ⑦外国人 ⑧HIV感染者・ハンセン病患者等  
⑨刑を終えて出所した人 ⑩犯罪被害者等 ⑪インターネットによる人権侵害 ⑫北朝鮮当局による拉致問題等  
⑬その他（性的指向に係る人権問題、人身取引、ホームレス等） 「人権教育・啓発に関する基本計画」（H23）などから

人権教育の内容及び重点目標（「人権教育基本方針」から）

人権教育の内容		重点目標
1 人権としての教育	すべての人に対して、とりわけ差別や偏見などによって十分に学ぶことができない人に対して学習機会の提供に努め、自己実現を支援する。	・自ら学ぶ力の育成 ・自己についての肯定的な認識の形成
2 人権についての教育	生命の尊厳や人権の概念と価値についての認識を培い、すべての人の人権が尊重される社会を築いていこうとする意欲や態度の育成を図る。	・人権意識の高揚 ・差別解消への態度の形成
3 人権を尊重した生き方のための資質や技能を育成する教育	人権尊重の理念に基づいて、人と人とが豊かに共生していくために必要な資質や技能の育成を図る。	・自立向上の精神の育成 ・思いやりの心の育成
4 学習者の人権を大切にされた教育	教育指導や学習の環境が、学習者の人権を尊重したものとなるよう、「児童の権利に関する条約」等の趣旨もふまえ、その充実に努める。	・一人一人を大切にされた教育指導 ・学習環境と条件の充実

推進にあたって

- ア 各学校における人権教育目標の実現のため、各教科や総合的な学習の時間等、教育活動全体を通して取り組む。
- イ 同和教育のこれまでの教育実践をふまえ、今日的な人権課題に取り組むため、人権教育資料を積極的に活用する。
- ウ 全ての子どもたちが、国籍や民族等の「違い」を認め合い、多様な文化的背景を持つ人々と豊かに共生しようとする意欲や態度を育成する。

指導にあたって

- ア 人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤に、自他の人権を守り、人権課題を解決しようとする実践的な行動力を育成する。
- イ 児童生徒の自尊感情を高め、自他の価値を尊重しようとする意欲や態度を育み、主体的、実践的な人権学習を進めるため、多様な体験活動を取り入れるなど指導方法を工夫する。
- ウ 外国人児童生徒等のアイデンティティの確立を図るため、子ども多文化共生サポーターや地域の人材等を活用し、母国の文化や言語、民族の歴史等の学習機会を充実する。

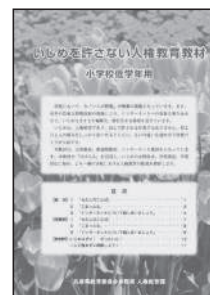
□人権教育資料

- ・「ほほえみ」（就学前、小低・中・高学年用）、「きらめき」（中学生用）
- ・「HUMAN RIGHTS」（高校生用）
- ・「児童生徒用人権教育パンフレット」（小、中、高校生用）
- ・「男女共同参画社会の実現をめざす教育の実践に向けてー基本的な考え方編、実践事例編」（指導者用）
- ・「中学・高校生向けDV防止啓発パンフレット」（生徒用、指導者用）
- ・「いじめを許さない人権教育教材」（小低・高学年用、中、高校生用）
- ・校内研修資料「『ヘイトスピーチ』に対する正しい理解に向けて」（指導者用）
- ・校内研修資料「『多様な性』に対する正しい理解に向けて」（指導者用）
- ・人権課題「『北朝鮮当局による拉致問題等』の指導の手引き～アニメ「めぐみ」等の活用について～（改訂版）」（指導者用）
- ・「外国人児童生徒等の受入れハンドブック～指導・支援を充実させるために～」（指導者用）
- ・子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）（指導者用）
- ・新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別、いじめの防止に向けた指導について（指導者用）



「ほほえみ」

「きらめき」



「いじめを許さない人権教育教材」



「外国人児童生徒等の受入れハンドブック」

【ホームページ】

- 人権教育課 <http://www.hyogo-c.ed.jp/~jinken-bo/index.html>
- 子ども多文化共生センター <http://www.hyogo-c.ed.jp/~mc-center/index.html>



「人権教育課」



「子ども多文化共生センター」

## 「兵庫の防災教育」の推進

兵庫の防災教育では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の経験や教訓を「伝え」「活かし」次の災害に「備える」、実践的な取組を推進することが重要である。児童生徒が自らの生命を守るため、正しい知識や技能を身に付け、主体的に判断し行動する力を育成し、生命に対する畏敬の念やボランティア精神等共生の心を育み、人間としての在り方や生き方を考えさせる。

また、教職員も学校における防災教育の意義を確認し、地域と連携した学校防災体制強化の必要性を理解する。併せて、災害に備え地域の防災拠点として機能するよう学校の防災体制の充実を図る。

「兵庫の防災教育」  
とは

阪神・淡路大震災後、県教育委員会が設置した防災教育検討委員会の提言（平成7年10月）をうけ、従来の安全教育に加え、助け合いやボランティア精神等共生の心を育み、人間としての在り方生き方を考えさせる防災教育の実践を目指すとともに、被災した児童生徒の心のケアに努める「新たな防災教育」を推進してきた。

平成17年度からは「新たな防災教育」を受け継ぎ、県の復興10年委員会（平成15～16年度）の総括検証等の結果を踏まえ、震災のみならず様々な自然災害にも対応する「兵庫の防災教育」として、安全で安心な社会を構築するための取組を推進している。

「兵庫の防災教育」  
の目標

知：科学的な理解を深める

災害の歴史と防災対策を理解し、自然環境、社会環境と防災との関係や自然災害の種類とメカニズム等を科学的に理解する。

技：かけがえのない生命を守る

建物の耐震補強や家具の固定、災害発生時の身の守り方、応急措置、心肺蘇生法、ストレスへの対応等の技術・技能を身に付ける。

心：人間としての在り方生き方を考える

生命の尊重や他者への思いやり、ふれあいを大切にする心、ボランティアに参加する心、社会に貢献する心等を育成する。

学習指導要領と  
防災教育

防災教育を含む安全教育は、小学校学習指導要領総則で、「体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること」とされている。中学校、高等学校、特別支援学校の学習指導要領においても同様の記述がなされている。

防災教育の充実

ア 防災教育副読本「明日に生きる」及び「防災教育カリキュラム作成の手引き」を活用し、各教科や体験活動を通して実践的な防災教育を実施する。

イ 共生の心を育むボランティア活動を推進する。

ウ 阪神・淡路大震災での取組成果を活かし、心のケアに関する指導の充実を図る。

学校防災体制の  
充実

ア 県の「学校防災マニュアル」を踏まえ、災害に備えた危機管理体制を強化する。

イ 家庭・地域（地域住民・近隣学校園・市町防災部局・消防署等）等との連携・協働体制の充実を図る。

ウ スクールカウンセラー・キャンパスカウンセラーや関係機関等との連携を強化し、心のケア体制の充実を図る。

「防災教育副読本『明日に生きる』」 「学校防災マニュアル」 「防災教育カリキュラム作成の手引き」



震災・学校支援

チーム (EARTH)

EARTHは阪神・淡路大震災時に受けた全国からの支援に報いるために結成され、災害発生時に被災地の学校を支援する教職員の組織です。被災地支援とともに、平時には県内外への防災教育の講師活動等を行っています。

# 食育の推進

平成 17 年度に「食育基本法」が策定され、県では「食の安全安心と食育に関する条例」が施行されるなど、子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付ける食育を推進していくことが求められていることから、学校における食育を充実させてきた。平成 19 年度には、本県においても栄養教諭が配置され、食育推進の体制整備が図られている。「学校における食育実践プログラム」「食育ハンドブック」「高等学校における食に関する指導」等を活用しながら、学校教育活動全体を通じて食育を推進する。

## 食育で身に付けたい力

食育とは、生きる上での基本であって、様々な体験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることが求められている。

## 学校の教育活動全体で実施

学校における食育は、学校の教育活動全体を通じて適切に行う必要がある。体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習（探究）の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努める。

※ 「食育ハンドブック」「食育ハンドブック（中学校版）」「高等学校における食に関する指導」を活用する。

## 食育の目標と校内指導体制

栄養教諭を中心とした全ての教職員で食育を組織的・計画的・継続的に進めていくために、児童生徒や学校、地域の実態に即した食育の目標や指導計画を策定し、校内指導体制の整備を行う。

※ 「学校における食育実践プログラム（改訂版）」「食育ハンドブック」「食育ハンドブック（中学校版）」「高等学校における食に関する指導」を活用する。

## 学校給食は「生きた教材」

学校給食の献立内容の充実を促進するとともに、給食指導の時間はもとより、各教科等においても学校給食が「生きた教材」として活用されるよう献立内容と関連した指導を行うことが大切である。

また、児童生徒に地域の産業や自然に関心を持たせ、生産者への感謝の気持ちを抱かせるとともに、地域の食文化について理解を深めるため、学校給食の食材等に地場産物を活用する取組を進める。

※ 地場産物活用教材「ひょうごの食べ物資料集」を活用する。

## 家庭や地域との連携

児童生徒が食に関する理解を深め、日常の生活で実践していくために、「食育だより」や「学級通信」等により、家庭に食育に関する情報を提供するとともに、地域のよさを理解し愛着をもてるよう、地域の協力を得て「食」に関する体験活動を実施するなど、学校・家庭・地域が連携した取組を進める必要がある。

## 情報活用能力の育成

将来の予測が難しい社会において、情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑む生徒を育てるため、発達段階に応じて情報活用能力の育成を図る。

<p>学習指導要領と情報活用能力</p>	<p>学習指導要領には、教科等を越えて全ての学習の基盤として育まれ活用される資質・能力として位置づけられている。</p>
<p>情報活用能力の3観点8要素</p>	<p>情報活用能力とは、情報及び情報手段を主体的に選択し、活用していくための個人の基礎的資質であり、3観点8要素に整理されている。</p> <p><u>情報活用の実践力</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題や目的に応じた情報手段の適切な活用</li> <li>・必要な情報の主体的な収集・判断・表現・処理・創造</li> <li>・受け手の状況などを踏まえた発信・伝達</li> </ul> <p><u>情報の科学的な理解</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解</li> <li>・情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善したりするための基礎的な理論や方法の理解</li> </ul> <p><u>情報社会に参画する態度</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響の理解</li> <li>・情報のモラルの必要性や情報に対する責任</li> <li>・望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度</li> </ul>
<p>プログラミング教育</p>	<p>必修化された小学校プログラミング教育、プログラミングに関する内容が充実された中学校技術・家庭科（技術分野）、新設された高等学校の情報Ⅰ・情報Ⅱと、校種間の学びをシームレスに接続させるため、各発達段階におけるプログラミングに関する学習内容の充実を図る。</p>

### 「兵庫県 教育の情報化サイト」

情報教育に関する教員向け研修資料をはじめ、県内公立学校のICTを活用した実践事例、各市町組合教育委員会の情報教育に関するWebサイト等をまとめたポータルサイトです。



<https://www.hyogo-c.ed.jp/~kikaku-bo/hvogo-ict/index.html>



HYOGO スクールエバンジェリストによる実践事例



プログラミング教育研修資料  
「兵庫県版プログラミング教育スタートブック」



活用型情報モラル教材  
「ひょうご GIGA ワークブック」

# クラブ活動と部活動

クラブ活動、部活動は、共通の興味や関心をもつ同好の児童生徒によって行われる活動であり、授業で学習した内容を発展させたり、異なる学級や学年間での交流を深めるなどの成果が期待される。

「いきいき運動部活動（4訂版）」「文化部活動の在り方に関する方針」にもとづき、地域や学校の実態を考慮しつつ、興味・関心を踏まえて計画的に実施するとともに、自主的、自発的な活動が適正に展開されるように努める。

## ク ラ ブ 活 動

小学校におけるクラブ活動は、学年や学級の所属を離れ、主に第4学年以上の同好の児童の集団によって行われる活動である。

児童が所属する集団における望ましい集団活動を通して、望ましい人間関係を形成し、個性の伸長を図り、集団の一員として協力してよりよいクラブづくりに参画しようとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとする。

## 部 活 動

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。そのため、学校教育の一環として、教育課程との関連を図るとともに、学校や地域の実態に応じ、部活動指導員や地域住民などの外部人材と協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにする。



「いきいき運動部活動  
(4訂版)」



「文化部活動の在り方  
に関する方針」

### ア 意義・目的の理解

部活動の意義や目的を正しく理解し、生徒がいきいきと部活動に取り組めるよう、対話を重視した指導を行う。

### イ 組織的な運営

教職員間の共通理解と連携を図り、部活動の在り方や運営・指導方法等について情報共有するなど、組織的な運営を行う。

### ウ 効果的な運営

生徒の発達段階や体力等のレベルにあわせた多様なニーズに対応した練習計画を作成するとともに、保護者・地域との連携、部活動指導員や外部指導者の活用により効果的な運営を行う。

### エ 適切な休養日等の設定

生徒の健康に留意し、家族とのふれあいやボランティア活動、地域活動等への参加を促すとともに、心身をリフレッシュさせるため、計画的、定期的に「ノー部活デー」<sup>※</sup>を設定する。

※ 週当たり2日以上（平日及び土日等の休業日にそれぞれ1日以上）を設定する。1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度とする。



部活動（水泳部）  
(県立明石城西高等学校)



部活動（吹奏楽部）  
(淡路市立津名中学校)





## IV 資料編

## 学習指導要領改訂のポイント(幼稚園、小学校、中学校)

### (1) 幼稚園、小学校及び中学校の教育課程の基準の改善の基本的な考え方

- ・これまでの実践や蓄積を活かし、未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。
- ・求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- ・本改訂前の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- ・道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

### (2) 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

#### ○「何ができるようになるか」を明確化

各教科等の目標及び内容を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理。

#### ○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ・これまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化。
- ・小・中学校においては、これまでの教育実践の蓄積を若手教員にもしっかりと引き継ぎ、授業を工夫・改善する。

### (3) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- ・学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のため、教科等横断的な学習を充実する。
- ・単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫する。
- ・カリキュラム・マネジメントを確立。

### (4) 幼稚園における主な改善事項

#### ○「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化

「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」

- 我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむことなど、教育内容の充実

### (5) 小・中学校の教育内容の主な改善事項

#### ① 言語能力の確実な育成

- ・発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成。
- ・学習の基盤としての各教科等における言語活動（実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど）を充実。

#### ② 情報活用能力の育成

- ・コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実。
- ・小学校においては、各教科等の特質に応じて、コンピュータでの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成のための学習活動を実施。

### ③ 理数教育の充実

- ・前回改訂において授業時数を増加し充実させた内容を維持した上で、日常生活等から問題を見いだす活動や見直しをもった観察・実験などを充実。
- ・必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育や自然災害に関する内容を充実。

### ④ 伝統や文化に関する教育の充実

- ・古典など我が国の言語文化や、県内の主な文化財や年中行事の理解、我が国や郷土の音楽、和楽器、武道、和食や和服などの指導を充実。

### ⑤ 体験活動の充実

- ・生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するため、体験活動を充実させ、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験を重視。

### ⑥ 外国語教育の充実

- ・小学校において、中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入。（なお、小学校の外国語教育の充実にあたっては、新教材の整備、研修、外部人材の活用などの条件整備を行い支援する。）
- ・小・中・高等学校一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導を充実。

## (6) 道徳教育の充実

道徳の特別教科化（小：平成30年4月、中：平成31年4月）による、道徳的価値を自分事として理解し、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする道徳教育の充実。

## (7) 特別支援教育に関する主な改善事項

- ・特別支援学級や通級による指導における個別の指導計画等を全員作成するとともに、通常学級における障害のある幼児児童生徒などについて、個別の指導計画等を作成し活用。
- ・各教科等の指導に当たり、学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。

## (8) その他の改善事項

- ・初等中等教育の一貫した学びを充実させるため、小学校入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」を充実させるとともに、幼小、小中、中高といった学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習を重視。
- ・児童生徒一人一人の発達を支える観点から、学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実と教育課程の関係について、小学校及び中学校を通して明記。
- ・日本語の習得に困難のある児童生徒や不登校の児童生徒への教育課程、夜間その他の特別の時間に授業を行う課程について定めた。
- ・部活動については、教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連を留意し、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制について定めた。
- ・障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育む。

## 学習指導要領改訂のポイント(高等学校)

### (1) 改訂の基本的な考え方

- ・これまでの実践や蓄積を活かし、未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。
- ・求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- ・現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- ・高大接続改革と、大学教育改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革の一体的改革の中で実施。

### (2) 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

#### ○「何ができるようになるか」を明確化

各教科等の目標及び内容を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理。

#### ○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ・社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していく。
- ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。

### (3) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- ・学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のため、教科等横断的な学習を充実する。
- ・単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫する。
- ・カリキュラム・マネジメントを確立する。

### (4) 教科・科目構成の見直し

#### ○ 高等学校において育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、教科・科目の構成を改善

国語科における科目の再編（「現代の国語」「言語文化」「論理国語」「文学国語」「国語表現」「古典探究」）、地理歴史科における「歴史総合」「地理総合」の新設、公民科における「公共」の新設、共通教科「理数」の新設、など。

### (5) 高等学校の教育内容の主な改善事項

#### ① 言語能力の確実な育成

- ・科目の特性に応じた語彙の確実な習得、主張と論拠の関係や推論の仕方など、情報を的確に理解し効果的に表現する力の育成（国語）。
- ・学習の基盤としての各教科等における言語活動（自らの考えを表現して議論すること、観察や調査などの過程と結果を整理し報告書にまとめることなど）の充実（総則、各教科等）。

#### ② 理数教育の充実

- ・日常生活や社会との関連を重視（数学、理科）するとともに、見通しをもった観察、実験を行うことなどの科学的に探究する学習活動の充実（理科）などの充実により学習の質を向上。
- ・必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育を充実（数学）。
- ・将来、学術研究を通じた知の創出をもたらすことができる創造性豊かな人材の育成を目指し、新たな探究的科目として、「理数探究基礎」及び「理数探究」を新設（理数）。

### ③ 伝統や文化に関する教育の充実

- ・我が国の言語文化に対する理解を深める学習の充実（国語「言語文化」「文学国語」「古典探究」）。
- ・政治や経済、社会の変化との関係に着目した我が国の文化の特色（地理歴史）、我が国の先人の取組や知恵（公民）、武道の充実（保健体育）、和食、和服及び和室など、日本の伝統的な生活文化の継承・創造に関する内容の充実（家庭）。

### ④ 道徳教育の充実

- ・道徳教育推進教師を中心に、全ての教師が協力して道徳教育を展開することを新たに規定。
- ・公民の「公共」「倫理」、特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることを明記。

### ⑤ 外国語教育の充実

- ・統合的な言語活動を通して「聞くこと」「読むこと」「話すこと [やり取り・発表]」「書くこと」の力をバランスよく育成するための科目や、発信力の強化に特化した科目を新設。
- ・小・中・高等学校一貫した学びを重視して外国語能力の向上を図る目標を設定し、目的や場面、状況などに応じて外国語でコミュニケーションを図る力を着実に育成。

### ⑥ 職業教育の充実

- ・就業体験等を通じた望ましい勤労観、職業観の育成、職業人に求められる倫理観に関する指導。
- ・地域や社会の発展を担う職業人を育成するため、社会や産業の変化の状況等を踏まえ、持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応の視点から各教科の教育内容を改善。
- ・産業界で求められる人材を育成するための専門科目を新設。

## (6) その他の改善事項

- ・初等中等教育の一貫した学びの充実を実現するため、中学校との円滑な接続や、高等学校卒業以降の教育や職業との円滑な接続を図る、消費者教育、防災・安全教育などの充実。
- ・政治参加と公正な世論の形成、政党政治や選挙、主権者としての政治参加の在り方についての考察。
- ・財政及び租税の役割、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、職業選択、起業、雇用と労働問題、仕事と生活の調和と労働保護立法、金融を通じた経済活動の活性化、国連における持続可能な開発のための取組。
- ・多様な契約、消費者の権利と責任、消費者保護の仕組み。
- ・世界の自然災害や防災対策、防災と安全・安心な社会の実現、安全・防災や環境に配慮した住生活の工夫。
- ・高齢者の尊厳と介護についての理解、生活支援に関する技能。
- ・スポーツの意義や役割の理解、障害者理解・心のバリアフリーのための交流。
- ・我が国の領土等国土に関する指導の充実。
- ・プログラミング、ネットワークやデータベースの基礎等の内容を必修化。
- ・データサイエンス等に関する内容を大幅に充実、コンピュータ等を活用した学習活動の充実。
- ・部活動においては、教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連の留意、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制の確立。
- ・特別活動を要しつつ各教科・科目等の特質に応じた、キャリア教育の充実。
- ・通級による指導における個別の指導計画等の全員作成、各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫。
- ・日本語の習得に困難のある生徒への配慮や不登校の生徒への教育課程について新たに規定。

## 学習指導要領改訂のポイント(特別支援学校)

### (1) 改訂の基本的な考え方

- ・ 社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた指導改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など、初等中等教育全体の改善・充実の方向性を重視。
- ・ 障害のある幼児児童生徒の学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視。
- ・ 障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実。

### (2) 学びの連続性を重視した対応

- ・ 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い※」について、児童生徒の学びの連続性を確保する観点から、基本的な考え方を規定。(当該学年の各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができることや、各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項を前各学年の目標及び内容に替えることができるなどの規定。)
- ・ 知的障害者である児童生徒のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理。その際、各部や各段階、幼稚園や小・中学校とのつながりに留意し、次の点を充実。
  - (ア) 中学部に二つの段階を新設、小・中学部の各段階に目標を設定、段階ごとの内容を充実。
  - (イ) 小学部の教育課程に外国語活動を設けることができることを規定。
  - (ウ) 知的障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、相当する学校段階までの小学校等の学習指導要領の各教科の目標及び内容に替えて指導ができるよう規定。

### (3) 一人一人に応じた指導の充実

- ・ 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である幼児児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、幼児児童生徒の障害の状態や特性等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実。
- ・ 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定。

### (4) 自立と社会参加に向けた教育の充実

- ・ 卒業後の視点を大切にされたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定。
- ・ 幼稚部、小学部、中学部段階からのキャリア教育の充実を図ることを規定。
- ・ 生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定。
- ・ 障害のない児童生徒との交流及び共同学習を充実(「心のバリアフリー」の実現に向けた交流及び共同学習)。
- ・ 日常生活に必要な国語の特徴や使い方(国語)、数学を学習や生活で生かすこと(算数、数学)、社会参加ときまり、公共施設と制度(社会)、働くことの意義、家庭生活における消費と環境(職業・家庭)など、知的障害者である児童生徒のための各教科の内容を充実。

# 学習指導要領改訂に伴う評価のあり方

## ○学習評価のあり方

学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するものである。

- ・「児童生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教員が指導の改善を図る
- ・児童生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにする

ためにも、学習評価と教育課程や学習・指導方法の改善との一貫性のある取組を進めることが求められる。

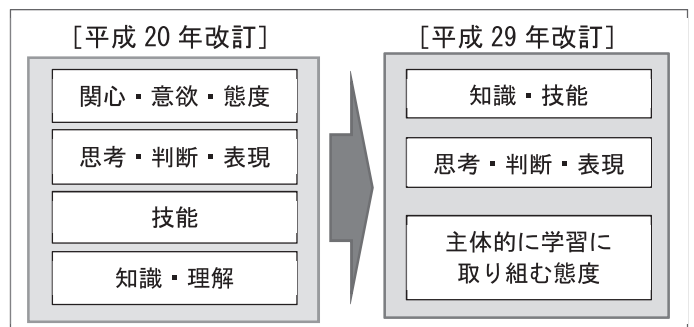
評価にあたっては、いわゆる評価のための評価に終わることなく、教員が児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるようにすることで、自分自身の目標や課題をもって学習を進めていけるように、評価を行うことが大切である。

資質・能力のバランスのとれた学習評価を行っていくためには、ペーパーテストの結果にとどまらず、以下のような多様な活動を評価の対象とし、多面的・多角的な評価を行っていくことが大切である。

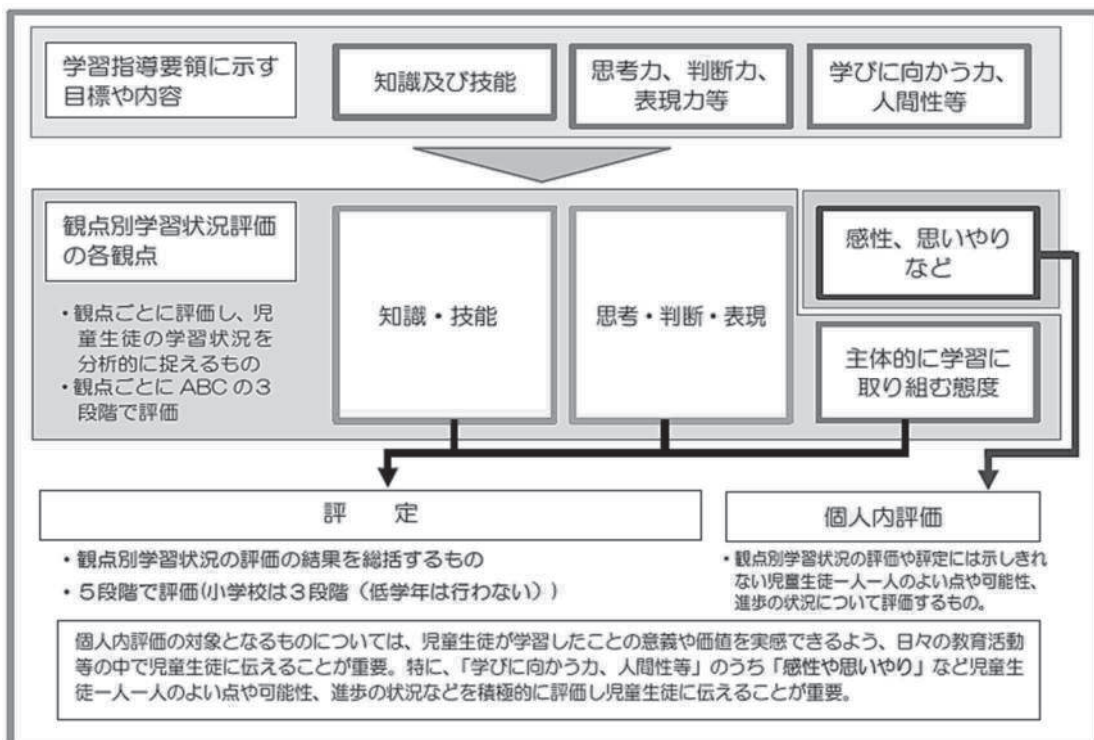
- ・ 論述やレポートの作成
- ・ 発表
- ・ グループでの話し合い
- ・ 作品の制作 等

## ○学習指導要領改訂に伴う評価の観点の変更点

学習指導要領の目標及び内容が資質・能力の三つの柱で再整理されたことを踏まえ、各教科における観点別学習状況の評価の観点については、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点到整理されている。



## ○学習評価の基本構造





## ○各観点の評価とその方法

### 〈知識・技能〉

各教科等における学習の過程を通じた知識及び技能の習得状況について評価を行うとともに、それらを既存の知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり、技能を習得したりしているかについても評価するものである。

#### 【評価方法の工夫例】

- ・ペーパーテストにおいて、事実的な知識の習得を問う問題と、知識の概念的な理解を問う問題とのバランスに配慮するなどの工夫改善を図る
- ・児童生徒が文章による説明をしたり、各教科等の内容の特質に応じて、観察・実験をしたり、式やグラフで表現したりするなど、実際に知識や技能を用いる場面を設ける 等

### 〈思考・判断・表現〉

各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかを評価するものである。

#### 【評価方法の工夫例】

- ・ペーパーテスト、論述やレポートの作成、発表、グループや学級における話し合い、作品の制作や表現、それらを集めたポートフォリオの活用 等

### 〈主体的に学習に取り組む態度〉

知識及び技能を習得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりするために、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら、学ぼうとしているかどうかという意思的な側面を評価することが重要である。

#### 【評価方法の工夫例】

- ・ノートやレポート等における記述、授業中の発言、教員による行動観察、児童生徒による自己評価や相互評価 等

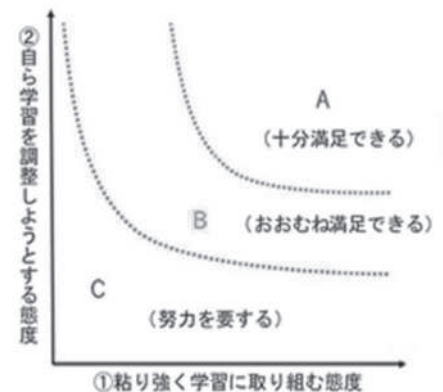
## ○「主体的に学習に取り組む態度」の評価に際して

挙手の回数やノートの取り方などの形式的な活動ではなく、「児童生徒が自ら学習の目標を持ち、進め方を見直しながら学習を進め、その過程を評価して新たな学習につなげる」など、

① 知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとしている側面

② ①の粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面※

といった二つの側面を捉えて評価することが求められる。



※ 自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなどの意思的な側面の評価にあたっては

- ①児童生徒が自らの理解の状況を振り返ることができるような発問の工夫をする
- ②自らの考えを記述したり話し合ったりする場面、他者との協働を通じて自らの考えを相対化する場面を、単元や題材などの内容のまとまりの中で設ける 等 が大切である。

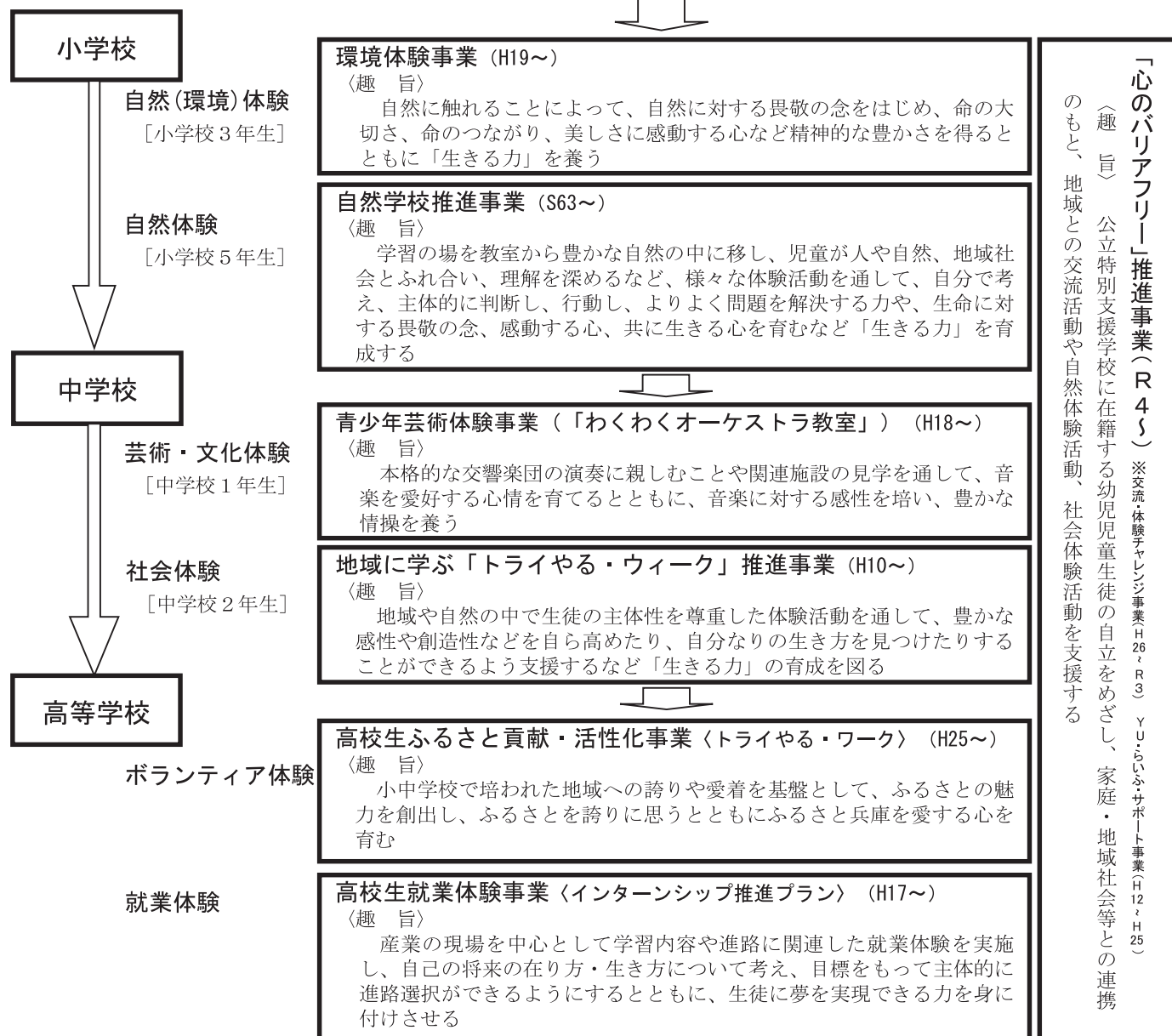
## 豊かな人間性と社会性を育む兵庫型「体験教育」の推進

### 〔兵庫型「体験教育」の推進〕（第3期ひょうご教育創造プラン（R1～R5））

豊かな人間性や社会性を身に付け、規範意識を醸成し、生命を大切に作る心、思いやりの心及び共生の心の大切さを認識できるようにするため、自然、社会及び芸術文化に触れる「本物に出会う感動体験」、地域の人々との関わりを通じた「絆に気づき、感謝する体験」「ふるさと意識の醸成を図る体験」等、児童生徒の発達段階に応じた体系的な体験教育の推進を図る。

#### 《学習指導要領における記載内容》小・中学校：平成29年告示、高等学校：平成30年告示

- 小・中・高等学校学習指導要領 第1章 総則 ※くゝは中学校・高等学校、〔 〕は高等学校
  - 児童（生徒）が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科〔・科目〕等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること
- 第3章 各活動・学校行事の目標及び内容 2 学校行事の内容 （4）遠足・集団宿泊的行事
- 小学校学習指導要領解説 特別活動編
  - 第3章 各活動・学校行事の目標及び内容 2 学校行事の内容 （4）遠足・集団宿泊的行事
  - ②実施上の留意点 ※一部抜粋
    - カ 集団宿泊活動については、よりよい人間関係を形成する態度を養うなどの教育的な意義が一層深まるとともに、いじめの未然防止等や不登校児童の積極的態様の醸成や自己肯定感の向上等の教育効果が期待される。そこで、学校の実態や児童の発達の段階を考慮しつつ、一定期間（例えば1週間（5日間）程度）にわたって行うことが望まれる。
- 中学校学習指導要領解説 特別活動編
  - 第3章 各活動・学校行事の目標及び内容 2 学校行事の内容 （5）勤労生産・奉仕的行事
  - ②実施上の留意点 ※一部抜粋
    - ア 職業体験活動については、その教育的な意義が一層深まるとともに、高い教育効果が期待されることなどから、学校の実態や生徒の発達の段階を考慮しつつ、一定期間（例えば1週間（5日間）程度）にわたって行うことが望まれる。



# 生徒指導の状況

## I いじめの実態等について（文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より）

### 1. 件数

校種	年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
小学校		1,800	1,293	1,267	3,768	5,815	8,374	11,628	16,191	15,049	20,854
中学校		1,144	1,076	917	2,258	3,148	3,937	4,369	5,791	4,347	5,069
計		2,944	2,369	2,184	6,026	8,963	12,311	15,997	21,982	19,396	25,923

※いじめの定義＜平成25年度調査より以下のように変更＞

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係ある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

### 2. 内訳（令和3年度）

#### ① いじめの解消状況

区分	解消	解消に向けて取り組中（3か月以上）	解消に向けて取り組中（3か月未満）	その他	計
小学校	15,819(75.9%)	1,661(8.0%)	3,365(16.1%)	9(0.0%)	20,854
中学校	3,856(76.1%)	447(8.8%)	763(15.1%)	3(0.1%)	5,069
計	19,675(75.9%)	2,108(8.1%)	4,128(15.9%)	12(0.0%)	25,923

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

#### ② いじめの態様（複数回答）

校種	区分	冷やかいかい、悪口や噂し文句嫌などを言われる。	仲間はずれ、集団による無視をされる。	軽くぶつかり、遊ばせたり、たがわたり、蹴られる。	ひどくぶつかり、たたかれたり、たたかれたり、蹴られたりする。	金品をたかられる。	金品隠されたり、盗まれたり、隠されたり、捨てられたりする。	嫌なこと強迫し、いじめ、危害などをせたり、させられる。	パソコン・携帯電話等で、ひぼう・中傷・嫌なことをされる。	その他	計
小学校		10,287	1,823	5,389	2,097	224	1,500	2,830	584	425	25,159
中学校		3,035	380	739	282	51	259	505	532	100	5,883
計		13,322	2,203	6,128	2,379	275	1,759	3,335	1,116	525	31,042

#### ③ いじめ重大事態発生件数

学校種	学校数	発生件数	発生件数	
			第1号	第2号
小学校	28	32	21	11
中学校	18	19	8	11
計	46	51	29	22

## II 不登校の実態等について（文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より）

### 1. 不登校児童生徒（公立学校）

#### ① 不登校児童生徒数

小学校	中学校	計
3,643	7,679	11,322

#### ② 不登校の要因（小・中計）

	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況			左記に該当なし	合計
	いじめ	いじめを除く友人関係をめぐり問題	教職員との関係をめぐり問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐり問題	入学、転編入学、進級時の不適応	急激な変化	家庭内の不和	親子の関わり方	生活リズムの乱れ、あそび、非行	無気力、不安			
①主たるもの（一人1つ必ず選択）	25	1,164	122	696	91	59	84	393	287	982	198	1,386	5,553	282	11,322	
	0.2%	10.3%	1.1%	6.1%	0.8%	0.5%	0.7%	3.5%	2.5%	8.7%	1.7%	12.2%	49.0%	2.5%		
②主たるもの以外に当てはまるもの（一人2つまで選択可）	2	395	90	756	146	48	79	143	159	800	193	684	993		4488	

## 2. 長期欠席の状況

学校種	病気	経済的 理由	不登校	うち、90 日以上 欠席			新型コ ロナウ イルス の感染 回避	その他	計	在籍者数 に占める 不登校児 童生徒の 割合
				うち、出 席日数が 10日以下	うち、出 席日数が 0日					
小学校	895	0	3,643	1,507	272	104	1700	1,479	7,717	1.32%
中学校	1,663	0	7,679	4,580	1,023	287	596	753	10,691	5.82%
合計	2,558	0	11,322	6,087	1,295	391	2,296	2,232	18,408	2.77%

## Ⅲ 暴力行為について（文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より）

### 1. 小学校

区分 \ 年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
対教師暴力	101(0)	119(0)	137(2)	123(0)	165(0)	141	263
生徒間暴力	392(26)	519(81)	575(84)	705(55)	919(108)	677	1,085
対人暴力	3(3)	7(5)	1(1)	2(2)	2(2)	2	6
器物損壊	34	53	71	72	89	102	131
計	530(29)	698(86)	784(87)	902(57)	1,175(110)	922	1,485

( )内は学校管理下以外で内数、R2より学校管理内外の別なし

### 2. 中学校

区分 \ 年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
対教師暴力	196(3)	133(3)	157(0)	125(1)	118(2)	90	103
生徒間暴力	844(62)	644(45)	742(48)	742(41)	715(24)	664	543
対人暴力	20(20)	15(13)	19(18)	10(10)	14(13)	6	11
器物損壊	133	135	123	110	111	101	152
計	1,193(85)	927(61)	1,041(66)	987(52)	958(39)	861	809

( )内は学校管理下以外で内数、R2より学校管理内外の別なし

※平成19年度調査より計画性や怪我の有無に関係なく、双方が相手を殴ったり身体を突き飛ばしたりした場合も暴力行為として定義された。

## Ⅳ ひょうごっ子悩み相談センターの令和3年度の利用状況

### 相談受理状況

相談内容	項目	受理数	%	相談対象者	種別	人数	%	相談者	種別	人数	%
	家庭・子育て	616	37.8		幼児	27	1.7		小学生	30	1.8
心身の健康・保健	182	11.2	小学生	228	14.0	中学生	68	4.2			
不登校	172	10.5	中学生	261	16.0	高校生	168	10.3			
学校・教職員との関係	167	10.2	高校生	1,005	61.6	教師	1	0.1			
学習・進路	122	7.5	その他	110	6.7	保護者	1,227	75.2			
上記以外	372	22.8	計	1,631		その他	137	8.4			
計	1,631					計	1,631				

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が必ずしも100とはならない。

## Ⅴ 県立但馬やまびこの郷の令和3年度の利用状況

### 1. 教育事務所別（児童生徒）

神戸	阪神	播磨東	播磨西	但馬	丹波	淡路	その他	計
55	69	18	129	47	48	0	0	366

### 2. 利用者別

児童生徒	保護者・指導者	合計
366	441	807

## 特別支援教育の状況

### 1. 公立特別支援学校の在籍者数の推移・国立除く（各年度5月1日現在）

（人）

種別 \ 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
視覚障害	102	90	94	96	89	89	94	100	93	82	81	77
聴覚障害	289	275	265	254	257	243	234	217	212	223	228	211
知的障害	3,711	3,901	3,989	4,117	4,237	4,278	4,438	4,531	4,633	4,767	4,931	4,976
肢体不自由	704	698	712	708	727	719	739	730	735	736	585	690
病弱	68	75	69	69	78	77	67	69	72	61	68	54
合計	4,874	5,039	5,129	5,244	5,388	5,406	5,572	5,647	5,745	5,869	5,893	6,008

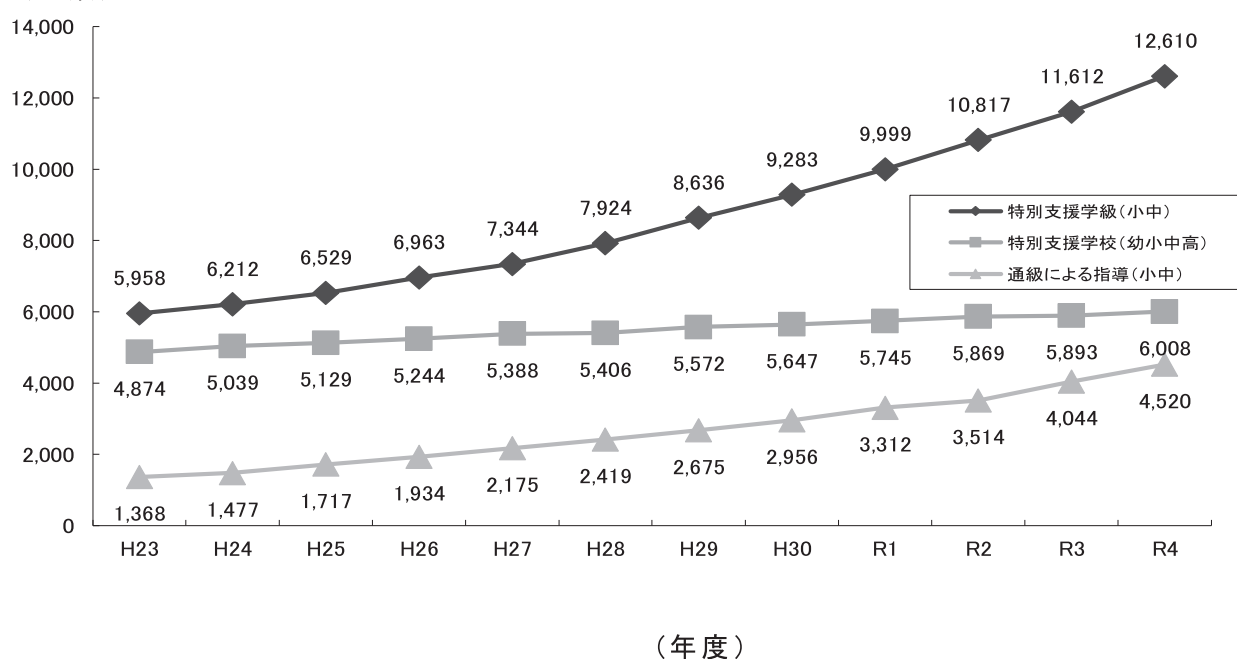
### 2. 公立小・中学校特別支援学級の在籍者数の推移（各年度5月1日現在）

（人）

種別 \ 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
小・中学校合計	弱視	17	18	15	13	19	23	25	23	19	23	22	26
	難聴	131	131	137	142	149	148	151	154	147	131	118	109
	知的障害	3,112	3,169	3,318	3,475	3,595	3,779	3,992	4,181	4,471	4,806	5,001	5,345
	肢体不自由	383	405	407	399	388	400	391	382	345	343	338	334
	病弱	26	27	30	38	52	60	65	65	67	73	78	90
	言語	3	3	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0
	自閉・情緒	2,286	2,459	2,619	2,894	3,139	3,514	4,012	4,478	4,950	5,441	6,055	6,706
	合計	5,958	6,212	6,529	6,963	7,344	7,924	8,636	9,283	9,999	10,817	11,612	12,610

### 在籍者数の推移

（人数）



## 令和5年度 兵庫県教職員研修計画

<b>基本方針</b>	「兵庫が育む ところ豊かで自立する人づくり-『未来への道を切り拓く力』の育成-」の実現をめざし、次代を担う子どもたちの学びを支える教職員の資質向上を図るため、指標を踏まえた体系的・組織的な研修を推進する。									
<b>種別</b>	<b>目標</b>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>(経験年数)</span> <span>1</span> <span>2</span> <span>3</span> <span>5</span> <span>10</span> <span>15</span> <span>20</span> <span>25</span> <span>30</span> <span>35 (年目)</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <b>第1期</b> (採用～5年目) 実践的な指導力を伸ばす。         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <b>第2期</b> (6年目～20年目) 職務に応じて専門性を伸ばす。         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <b>第3期</b> (21年目以降) より高い力を身に付け後進の育成に生かす。         </div> </div>								
<b>I</b>	<b>年次研修・職務研修</b>	<p>経験年数や職務に応じて、必要な資質・能力の向上を図る。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>年次研修</b>            A 初任者研修            B 2年次研修            C 3年次研修            D 5年次相当研修            E 中堅教諭等資質向上研修            F 15年次相当研修         </div> <div style="margin-left: 20px;">           G 新任校長研修            H 校長研修            I ニュージーター研修(新任教頭対象)            J 教頭研修            K 主幹教諭研修            L 養護教諭研修            M 栄養教諭研修            N 事務職員研修         </div> </div>								
<b>II</b>	<b>担当者等研修</b>	<p>担当者対象の研修等を行い、各学校の課題対応力の向上を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○キャリア教育担当研修</li> <li>○道徳教育研修</li> <li>○特別支援教育担当研修</li> <li>○人権教育担当研修</li> <li>○生徒指導担当研修</li> <li>○英語指導力向上研修</li> <li>○防災教育研修</li> <li>○カンゼンソク'マインド'研修</li> <li>○教務担当研修</li> <li>○保健担当研修</li> <li>○不登校担当研修</li> <li>○情報教育研修</li> <li>○新任特別支援学級担当研修</li> <li>○通級指導教室担当研修</li> <li>○特別支援教育エリファーター研修</li> <li>○特別支援教育コーディネーター研修</li> </ul> <p>※高校生の政治的教養を高める等の目的別研修や、学科に関する研修、スマートワークス～わたしを生かす働き方～研修等、本庁各課主催の研修を含む</p> </div>								
<b>III</b>	<b>選択研修</b>	<p>教科、領域等の指導に必要な資質・能力の向上を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">             校 内 リ ー ダ ー 養 成 研 修           </div> <div style="margin-left: 10px;">             A 危機管理に関する研修              B 学校組織マネジメントに関する研修           </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <b>専門研修</b>              C 教科指導に関する研修              D 生徒指導・心の教育に関する研修              E 課題教育に関する研修              F 教育の情報化に関する研修              G 特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応に関する研修           </div> </div>								
<b>IV</b>	<b>その他の研修</b>	<p>学校や個々の教職員の課題に応じて、資質・能力の向上を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>A 市町組合教委研修会(市町組合教育委員会・教育研究所が開催する、地域課題・教科研修会等)</li> <li>B 校内研修(学校が開催する授業研究会・講習会、OJT等)</li> <li>C 自主研修(教科研究会等が開催する研修会、大学・教育機関が開催する研修会等)</li> <li>D サポート研修 講師派遣型(講師の派遣による校内研修・自主研修等への支援) オンライン型(動画コンテンツ等の配信による校内研修・自主研修等への支援)</li> <li>E ICT活用指導カステップアッププログラム</li> <li>F 臨時的任用教員研修</li> </ul> </div>								
<b>配慮事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全ての研修機会を通して、授業や校務における教職員のICT活用力の向上を図る。</li> <li>○学校管理職は、教職員の研修ニーズや学校での役割、研修等に関する記録を踏まえ、研修の受講奨励等、資質向上に関する指導助言を行う。</li> <li>○各学校において教職員の実践的指導力を育てるため、効果的な校内研修を実施し、OJTの充実を図る。</li> <li>○小中学校教職員等の研修については、県教委と市町組合教委が連携し、地域の教育課題を踏まえた研修を実施する。</li> </ul>									



# ICT活用指導カステップアッププログラム

## － ICT活用の基盤の構築 －

本県では、GIGA スクール構想により、全ての小・中・特別支援学校の児童生徒 1 人 1 台端末が整備されました。また、高等学校においては、生徒所有の端末を持ち込むBYOD (Bring Your Own Device) により 1 人 1 台端末環境が実現しました。教員には、このようなICT環境を生かし、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実することや、学習の基盤となる情報活用能力等を育成することが求められています。

ICT活用指導カステップアッププログラムは授業や校務でICTを使うための基本スキルを身につけるVOD形式のWeb研修です。個々のICTの活用スキルや目的に応じて動画を選択し、都合のいい時間に繰り返し視聴するなど、各自のペースで受講し、ICT活用の基盤の構築に努めてください。

### ステップ0

授業・校務でICTを使うための基本操作が自分でできるようになる

### ステップ1

授業・校務でICTを活用するための基本的なスキルを身につける

### ステップ2

授業・校務でICTを効果的に活用するための汎用的なスキルを身につける

## ICT活用指導カステップアッププログラム

【オンライン研修型】

	機器の操作・情報モラル			クラウドサービスの利用		ソフトウェアの活用		
	Windows	Chrome OS	iPad OS	Office365 Education	Google Workspace for Education	文書作成 (Word、ドキュメント)	表計算 (Excel、スプレッドシート)	プレゼンテーション (PowerPoint、スライド)
ステップ0	起動と終了					Word基本操作Ⅰ ・ ページレイアウトの設定 ・ 文字入力と編集 ・ 文字の配置とインデント	Excel基本操作Ⅰ ・ シートの操作 ・ データ入力 ・ 連番入力とコピー ・ 範囲指定と印刷	PowerPoint基本操作Ⅰ ・ スライドの操作 ・ テキストボックスの設定と文字入力・編集 ・ オブジェクトの配置
	端末と大型提示装置（プロジェクター・電子黒板等）の接続					ドキュメント基本操作Ⅰ ・ ページレイアウトの設定 ・ 文字入力と編集 ・ 文字の配置とインデント	スプレッドシート基本操作Ⅰ ・ シートの操作 ・ データ入力 ・ 個票・面談記録シートの作成 ・ シートの印刷と範囲指定	スライド基本操作Ⅰ ・ スライドの操作 ・ テキストボックスの設定と文字入力・編集 ・ オブジェクトの配置
ステップ1	情報モラル ・ 学校における情報モラル教育 ・ アカウントの取扱い ・ インターネット上の書き込み			TeamsⅠ ・ Teamsの起動とチームの作成	ClassroomⅠ ・ Classroomの起動とクラスの作成	Word基本操作Ⅱ ・ 写真やイラストの挿入 ・ 表やグラフの作成・編集	Excel基本操作Ⅱ ・ 関数の利用① ・ グラフの作成・編集	PowerPoint基本操作Ⅱ ・ イラストや写真の挿入
	教員端末へのアプリ等のインストール・アンインストール			TeamsⅡ ・ 課題の配布と回収	ClassroomⅡ ・ 課題の配布と回収	ドキュメント基本操作Ⅱ ・ 写真やイラストの挿入 ・ 表やグラフの作成・編集	スプレッドシート基本操作Ⅱ ・ 関数の利用② ・ グラフの作成・編集	スライド基本操作Ⅱ ・ イラストや写真の挿入
ステップ2				TeamsⅢ ・ 生徒、保護者への連絡・案内の送付	ClassroomⅢ ・ 生徒、保護者への連絡・案内の送付	Word基本操作Ⅲ ・ 差し込み印刷	Excel基本操作Ⅲ ・ 関数の利用③	PowerPoint基本操作Ⅲ ・ アニメーションの設定
	複数同時編集機能の利用 ・ Microsoft whiteboard			複数同時編集機能の利用 ・ jamboardの使用法				
	アンケート・小テスト ・ Microsoft Formsの使用法			アンケート・小テスト ・ Google フォームの使用法				
	Web会議ツールの使い方 ・ Teams			Web会議ツールの使い方 ・ Google Meet				

### 受講方法

県立教育研修所Webページの「ICT活用指導カステップアッププログラム」のバナーをクリックし、IDとパスワードを入力して視聴ページへログインする。



ICT活用指導カ  
ステップアッププログラム  
受講ページへ  
ここをクリックして  
ページを移動してください。

県立教育研修所Webページ <https://www.hyogo-c.ed.jp/~kenshu/>  
「ICT活用指導カステップアッププログラム」ID hyogoICT  
パスワード Step2021



## 給料表

高等学校教育職給料表(R4.4.1適用)※一部抜粋

中学校・小学校教育職給料表(R4.4.1適用)※一部抜粋

	高等学校教育職給料表(R4.4.1適用)※一部抜粋					中学校・小学校教育職給料表(R4.4.1適用)※一部抜粋						
	号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
再任用職員以外の職員	1	164,400	180,200	277,500	332,200	416,900	1	164,400	180,200	277,500	296,000	406,700
	2	165,900	182,300	279,700	334,400	418,700	2	165,900	182,300	279,700	298,600	408,200
	3	167,400	184,400	281,800	336,500	420,500	3	167,400	184,400	281,800	301,400	409,700
	4	168,900	186,600	283,800	338,500	422,200	4	168,900	186,600	283,800	303,800	411,200
	5	170,500	188,600	285,800	340,600	423,700	5	170,500	188,600	285,800	306,300	412,600
	6	172,400	190,600	288,000	342,400	425,200	6	172,400	190,600	288,000	308,400	414,000
	7	174,200	192,700	290,200	344,200	427,100	7	174,200	192,700	290,200	310,700	415,500
	8	176,000	194,800	292,200	345,800	429,000	8	176,000	194,800	292,200	312,800	417,100
	9	177,700	197,000	294,400	347,500	430,800	9	177,700	197,000	294,400	314,900	418,500
	10	179,800	199,600	296,100	349,600	432,600	10	179,800	199,600	296,100	317,200	419,900
	11	181,800	202,200	298,000	351,700	434,500	11	181,800	202,200	298,000	319,600	421,300
	12	183,700	204,800	299,700	353,800	436,300	12	183,700	204,800	299,700	322,100	422,600
	13	185,600	207,400	301,500	355,900	438,000	13	185,600	207,400	301,500	324,500	423,900
	14	187,700	209,100	304,000	357,900	439,900	14	187,700	209,100	304,000	326,400	425,300
	15	189,800	210,700	306,400	359,900	441,700	15	189,800	210,700	306,400	328,300	426,700
	16	191,900	212,400	309,000	361,900	443,600	16	191,900	212,400	309,000	330,400	428,100
	17	194,100	214,200	311,300	363,500	445,300	17	194,100	214,200	311,300	332,200	429,300
	18	196,400	215,800	313,700	365,400	447,100	18	196,400	215,800	313,700	334,400	430,600
	19	198,900	217,500	315,900	367,200	448,900	19	198,900	217,500	315,900	336,500	431,800
	20	201,200	219,100	318,500	369,200	450,700	20	201,200	219,100	318,500	338,500	433,100
	21	203,600	220,900	320,900	370,800	452,300	21	203,600	220,900	320,900	340,600	434,200
	22	205,200	222,800	323,100	372,700	454,000	22	205,200	222,800	323,100	342,400	435,400
	23	206,900	224,700	325,200	374,500	455,900	23	206,900	224,700	325,200	344,200	436,700
	24	208,600	226,600	327,200	376,400	457,600	24	208,600	226,600	327,200	345,800	438,000
	25	210,100	228,100	329,000	377,700	459,300	25	210,100	228,100	329,000	347,500	439,300
	26	211,600	230,100	330,700	379,500	460,900	26	211,500	230,100	330,700	349,300	440,500
	27	213,300	232,100	332,400	381,300	462,500	27	213,100	232,100	332,400	351,200	441,500
	28	214,900	234,100	334,100	383,200	464,000	28	214,600	234,100	334,100	353,100	442,600
	29	216,400	235,900	335,800	385,000	465,500	29	216,300	235,900	335,800	354,900	443,800
	30	218,100	238,600	338,000	386,900	466,800	30	218,000	238,600	338,000	356,700	444,600
	31	219,800	241,300	340,200	388,800	468,100	31	219,700	241,300	340,200	358,400	445,400
	32	221,500	244,000	342,300	390,800	469,400	32	221,400	244,000	342,300	360,300	446,300
	33	222,900	246,600	344,200	392,500	470,600	33	222,700	246,600	344,400	361,600	447,200
	34	224,700	249,400	346,300	394,200	471,300	34	224,400	249,400	346,200	363,300	447,700
	35	226,500	252,000	348,500	395,800	472,000	35	226,100	252,000	348,100	364,800	448,200
	36	228,200	254,700	350,700	397,600	472,700	36	227,700	254,700	349,900	366,600	448,700
	37	229,700	257,000	352,400	398,800	473,300	37	229,100	257,000	351,200	368,500	449,200
	38	231,500	259,400	354,500	400,300	474,000	38	230,800	259,400	353,000	370,000	449,700
	39	233,300	261,900	356,400	401,700	474,700	39	232,500	261,900	354,600	371,300	450,200
	40	235,100	264,100	358,500	403,100	475,400	40	234,200	264,100	356,300	372,900	450,700
	41	236,800	266,600	360,400	404,800	476,000	41	235,800	266,600	358,200	374,000	451,200
	42	238,500	268,900	362,400	406,200	476,700	42	237,500	268,900	360,000	375,400	451,700
	43	240,100	271,100	364,300	407,500	477,400	43	239,100	271,100	361,400	376,800	452,200
	44	241,700	273,200	366,300	409,000	478,100	44	240,700	273,200	363,100	378,300	452,700
	45	242,900	275,300	367,600	410,600	478,700	45	242,300	275,300	364,200	379,700	453,200
	46	244,200	277,500	369,400	411,900	479,400	46	243,800	277,500	365,500	381,300	453,700
	47	245,500	279,600	371,000	413,400	480,100	47	245,100	279,600	366,900	382,900	454,200
	48	246,600	281,500	372,800	415,000	480,800	48	246,400	281,500	368,300	384,400	454,700

行政職給料表(R4.4.1適用)※一部抜粋

号給	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	特10級
1	150,100	198,500	227,700	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	151,200	200,300	229,600	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	152,400	202,100	231,200	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	153,500	203,900	232,800	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	154,600	205,400	234,400	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	155,700	207,200	236,000	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	156,800	209,000	237,500	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	157,900	210,800	239,000	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	158,900	212,400	240,300	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	160,300	214,200	241,900	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	161,600	216,000	243,400	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	162,900	217,800	244,900	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	164,100	219,200	246,000	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	165,600	221,000	247,500	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	167,100	222,700	249,000	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	168,700	224,500	250,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	169,800	226,100	251,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	171,200	227,800	253,000	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	172,600	229,400	254,300	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	174,000	230,900	255,500	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	175,300	232,200	256,800	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	177,800	233,800	258,200	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	180,300	235,400	259,600	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	182,800	236,900	261,100	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	185,200	237,900	262,700	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	186,900	239,400	264,400	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	188,500	240,700	266,000	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	190,200	241,900	267,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	191,700	243,100	269,400	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	193,400	244,100	271,200	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	195,200	245,100	272,900	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	196,900	246,100	274,600	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	198,500	247,200	276,200	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	199,900	248,100	277,900	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	201,400	249,000	279,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	202,900	250,000	281,200	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	204,200	250,900	282,400	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	205,500	252,200	284,100	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	206,700	253,400	285,700	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	208,000	254,700	287,400	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
41	209,300	256,000	289,000	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	210,600	257,400	290,700	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	528,100	
43	211,900	258,600	292,500	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	528,900	
44	213,200	259,800	294,300	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	529,500	
45	214,300	260,900	295,800	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	530,000	
46	215,600	262,100	297,500	349,600	370,300	397,500	439,000	469,100		
47	216,900	263,400	299,000	351,100	371,200	398,200	439,400	469,500		
48	218,200	264,500	300,600	352,600	372,100	398,900	440,100	469,800		

再任用職員以外の職員

# 兵庫県 の 行政

## 1 県の機構

県の事務を処理するための機構は、議決機関である県議会、執行機関である知事とその事務部局、また教育委員会などの行政委員会からなっています。このうち、知事の本庁は、本庁が総務部など15の部局からなり、県内には総合事務所である県民局・県民センターをはじめとした地方機関があります。

## 2 各部局の事務 ※兵庫県のHPから

知事の本庁で処理している事務は、次のとおりです。

総務部	秘書及び広報に関する事項、市町その他公共団体に関する事項、職員に関する事項、私学教育及び県立大学に関する事項、その他他部の所管に属しない事項
企画部	県政の総合的企画及び調整に関する事項、情報企画に関する事項
財務部	県の予算、税その他の財務に関する事項
県民生活部	県民の生活及び文化の向上に関する施策に取り組んでいます。
危機管理部	阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえ、災害への対応や、県民の安全・安心な生活の実現を目指し、県・市町の危機管理・防災力の向上に関する施策に取り組んでいます。
福祉部	すべての県民が生涯を通じて健康でいきいきと暮らせる安全安心な健康福祉社会の実現を図るため、各種施策を推進しています。
保健医療部	すべての県民の安心安全を守るため、新型コロナウイルス、食品や医薬品による健康被害等の危機管理に対応するための各種施策を推進しています。
産業労働部	産業労働部では、本県経済の持続的成長と豊かな地域経済を築くため、県内産業の振興や雇用・就業対策のほか、国際交流の推進、観光ツーリズムの振興などに取り組んでいます。
農林水産部	ひょうごの「農」を生かす社会の実現を図るため、農林水産業の振興に関する施策に取り組んでいます。
環境部	次世代に継承する環境適合型社会の実現を図るため、環境の保全と創造に関する施策に取り組んでいます。
土木部	元気で安全・安心な兵庫の社会基盤づくりのため、道路及び河川に関する施策、港湾その他土木に関する施策に取り組んでいます。
まちづくり部	元気で安全・安心なまちづくりの推進のため、まちづくりの総合調整及び推進に関する施策、都市計画に関する施策、住宅に関する施策、建築に関する施策に取り組んでいます。
出納局	収入証紙の売りさばき人の指定、県の公金を取り扱う金融機関の指定、支出命令の審査及び支出負担行為の確認、物品の調達、物品関係入札参加資格者の登録並びに県の発注する工事等の検査を行っています。
企業庁	兵庫県企業庁は、「地域の振興と県民福祉の向上」、「選択と集中の徹底」、「健全経営の維持」の経営方針のもと、播磨科学公園都市や神戸三田国際公園都市などでの産業用地・住宅用地の分譲、安全安心な水道用水や工業用水の安定的な供給、淡路夢舞台や青野運動公苑などの地域振興拠点の運営を行っています。
病院局	兵庫県の病院事業では、県民と地域から信頼され安心できる県立病院づくりを推進するため、「より良質な医療の提供」、「安心できる県立病院の実現」、「持続可能な経営の確保」、「安定した医療提供体制の確立」を基本理念として、尼崎総合医療センター、西宮病院、加古川医療センター、はりま姫路総合医療センター、丹波医療センター、淡路医療センター、ひょうごこころの医療センター、こども病院、がんセンター、粒子線医療センター、兵庫県災害医療センター、リハビリテーション中央病院及びリハビリテーション西播磨病院を運営しています。

このほか、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、警察等の行政委員会等があり、それぞれ関係事務を行っています。

## 3 県の職員

県には、一般行政事務に従事している職員のほか、警察官や小学校、中学校の教員等を含めると5万人を超える職員がおり、県民のより豊かな生活を確保し、どこよりも住みよい兵庫県をつくりあげるために働いています。

### 職員数（令和4年4月1日現在）

一般行政部門	警察部門	教育部門	公営企業	合計
5,862人	12,489人	28,364人	7,462人	54,177人

## 教育課程・教科等

「確かな学力」を育成するため、学力向上や国際理解を深める教育等に取り組むとともに、道徳教育及びICTの効果的な活用を推進します。



学力向上



学力向上



ICT活用



兵庫型  
学習システム



外国語教育



道徳教育

## 生徒指導関連

いじめ・不登校の未然防止と早期発見・早期対応を強化するため、学校内での組織的・機動的な指導体制の確立や心理的な支援の充実を図ります。



いじめ対応マニュアル



民間施設に関する  
ガイドライン



不登校児童生徒への  
多様な支援に向けて



不登校関係施設  
周知チラシ

## キャリア教育・ふるさと教育

児童生徒が自分らしい生き方について考えることができるよう、キャリア教育の充実を図っています。また、ふるさと兵庫を愛する心と誇りに思う気持ちを育てるため、ふるさと教育に取り組めます。

## 兵庫型「体験教育」

児童生徒に自分の果たす役割等を自覚させ、学ぶ意欲等を喚起するため、発達段階に応じた体系的な兵庫型「体験教育」を実施します。



実践事例集



兵庫版「キャリア・パスポート」  
指導資料



自然学校



環境体験事業



指導の手引き



伝統文化に関する  
指導の手引き



「トライやる・ウィーク」  
のまとめ



幼児教育



幼小連携



## 兵庫県教育委員会関係機関一覧

兵庫県教育委員会 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 (078) 341-7711			
総務課	教育委員会の総務、教育委員会の会議に関すること、教育に関する広報・広聴等		
教育企画課	情報教育、防災教育、教育改革に関する総合企画・調整に関すること等		
財務課	教育委員会の予算、決算及び会計に関すること、県立学校の施設等の整備計画に関すること等		
教職員企画課	教職員の安全衛生、人事制度、教職員の給料、旅費、働きがいのある学校づくりの推進等		
教職員人事課	教員の任免、服務、選考、給与決定、人事記録・統計等		
学事課	公立学校施設等の整備、実態調査、学級編制、教職員の定員配当に関すること等		
福利厚生課	教職員の福利厚生に関すること等		
義務教育課	義務教育諸学校並びに幼稚園の教育内容・教育指導、教育職員の研修に関すること等		
特別支援教育課	特別支援学校並びに小学校及び中学校の特別支援学級の教育内容に関すること等		
高校教育課	高等学校教育に関する総合企画及び調整、教育内容、教育指導に関すること等		
社会教育課	社会教育、美術館・博物館などの社会教育施設に関すること等		
文化財課	文化財に関すること等		
体育保健課	学校体育、保健、給食、安全、児童生徒の健康管理に関すること等		
人権教育課	人権教育推進に関する総合企画及び調整に関すること等		
教育委員会事務局関係機関			
阪神教育事務所	〒662-0854	西宮市櫛塚町2-28	(0798)39-6152
播磨東教育事務所	〒675-8566	加古川市加古川町寺家町天神木97-1	(079)421-9412
播磨西教育事務所	〒670-0947	姫路市北条1-98	(079)281-9581
但馬教育事務所	〒668-0025	豊岡市幸町7-11	(0796)26-3773
丹波教育事務所	〒669-2341	丹波篠山市郡家451-2	(079)552-7486
淡路教育事務所	〒656-0021	洲本市塩屋2-4-5	(0799)26-3203
県立特別支援教育センター	〒673-1421	加東市山国2006-107	(0795)42-3449
県立南但馬自然学校	〒669-5134	朝来市山東町迫間字原189	(079)676-4730
県立但馬やまびこの郷	〒669-5135	朝来市山東町森字向山45-101	(079)676-4724
県立教育研修所	〒673-1421	加東市山国2006-107	(0795)42-3100
県立美術館	〒651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通1-1-1	(078)262-0901
県立図書館	〒673-8533	明石市明石公園1-27	(078)918-3366
県立歴史博物館	〒670-0012	姫路市本町68	(079)288-9011
県立人と自然の博物館	〒669-1546	三田市弥生が丘6	(079)559-2001
県立コウノトリの郷公園	〒668-0814	豊岡市祥雲寺字二ヶ谷128	(0796)23-5666
県立考古博物館	〒675-0142	加古郡播磨町大中500	(079)437-5589
県立考古博物館加西分館	〒679-0106	加西市豊倉町飯森1282-1	(0790)47-2212
子ども多文化共生センター	〒659-0031	芦屋市新浜町1-2	(0797)35-4537

教職員となる人のために

—令和5（2023）年度版—

令和5（2023）年3月発行

編集発行 兵庫県教育委員会  
義務教育課

神戸市中央区下山手通5-10-1

078-341-7711（代表）

# 兵庫県市町別略地図

